

台湾における
輸入米の規制等に
関する実態について
調査研究事業 報告書

2016年 3月

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

1. 調査の目的

一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(以降、全米輸)は、これまで世界各国へコメ輸出に対する各種の取り組み(ジャパンブランドの確立)を行い、具体的な成果を得ている。平成27年度は、情報が不足している、台湾のコメの輸出に直結した調査研究を実施する。

2. 調査研究の方法・内容

調査方法は、国内の資料を基本に、海外の調査ネットワークによる現地調査員による現地取材を行う。国内から台湾に向けて輸出されるコメの現状を分析し、報告書の作成を行う。特に、台湾における取引の現状把握を行う。

3. 実施内容

1)調査の種類

台湾 及び 国内文献調査 及び 国内外インタビュー調査

2)ヒアリング先／情報入手先

【国内】農林水産省、日本貿易振興機構、外務省、アジア太平洋地域生協委員会、
【国外】国際貿易局(Bureau of Foreign Trade) 、International Monetary Fund (IMF)、
台湾行政院主計總處、USDA Foreign Agricultural Service、TFDA、
The Taiwan Accreditation Foundation (TAF)、SOGO、RTマート

3)調査対象者

上記国内対象者 及び 対象国となる台湾の流通関係者。

4)調査方法

「国内で入手可能な公的資料」「入手可能な情報による分析研究」を基本に、補完すべき事項が必要な場合には、調査ネットワークにより海外関係先への各種ヒアリングによって実態を把握する。販売形態や流通価格調査については、現地の情報を収集する。

5)調査分析期間

平成27年9月1日～平成28年1月31日

6)調査時に検討する主要な内容

主要項目	内容	入手／ヒアリング
1.輸出通関手続きの 基礎知識	1)コメ輸出に対する基本要件 2)植物検疫の対応 [検疫・残留農薬・抗生物質・税制・表示・包装]	通関当局 農林水産省 JETRO 海運業者
2.海外向け物流情報	1)業者選択／ロットのメリット・デメリット 2)運賃の支払／保管料／積み替え運賃／通関 輸出業務と費用の総括	
3.輸入品に関する規制	1) 台湾向けの注意事項 2) リスクヘッジ項目	JETRO
4.輸入国の通関業務知識	1) 輸入品目 2) 台湾の輸入品に関する規制	補完ヒアリング(商社)
5.台湾のコメ流通事情	1) 台湾のコメ流通特性 2) 輸入品の販売ルート(物流・小売形態) 3) 販売方法の特色(消費者向け)	JETRO 補完ヒアリング
6.台湾のコメ販売価格	1) 流通マージン等の商慣習	
7.米消費に対するデータ入手	1) 公表されている流通データの入手・分析 ▼国内流通との比較	
8.輸出業者の留意点	1) 市場開拓時の課題	
9.まとめ	1) 調査研究で得られた課題の集約	

※ 調査研究事業の主要項目は、調査実施に統合した報告や付帯項目を追加するものとする。
また、台湾で入手した資料については、翻訳を行い、報告内容に反映させる。

7)分析方法

分析は、文献査読とインタビュー調査とし、(5)の内容と目的に沿った回答の割合から、実施内容の傾向や回答を報告書へ反映させる。

4. 調査結果の活用方法

調査報告内容は、全米輸の国内調整活動である定例会で共有。各会員の今後の活動や全米輸の活動、ジャパンプランド確立の翌年度実施のための参考資料として活用するものとする。

5. 事業メニューの実施体制

台湾を対象地域に調査研究を実施する。対象都市におけるコメの流通に対して、取引価格を中心とした流通実態についての調査報告を行う。ただし、市域全体の調査を実施するのではなく、主要ルートに限定する。

【注】報告書における通貨単位の記載方法

通貨の交換レートを説明しているものでは、台湾ドル／円ともに、通貨単位を前表記とした。
一方、流通段階では、通貨単位を数字の後表記とした。

目次

(はじめに) コメ・コメ加工品の定義について	1
品目の定義について.....	2
台湾における日本産のコメの規制等と輸出拡大の留意点について	
1. 日本産のコメの規制と価格実態.....	4
2. 日本産のコメの市場動向.....	6
3. 輸入米の規制等に関する実態から見た輸出拡大の可能性.....	7
資料編	
1. 台湾の基礎情報.....	9
1. 検疫制度	12
(1) 検疫制度の概要	12
(2)【台湾】コメの植物検疫.....	14
(3)【台湾】食品規制	14
(4)【台湾】輸入時の検査強化項目について.....	23
2. 国内外価格実態.....	25
(1) 国内外価格実態.....	25
(2) 小売店の店頭価格調査	25
3. 法規制.....	33
(1)【台湾】表示ラベル	33
(2)【台湾】食品包装に関する規制.....	36
(3)【台湾】福島第一原発事故に関連した輸出規制	38
(4)【台湾】食品検査機関	39
4. 消費動向	42
(1) コメの国内市場.....	42
(2) 台湾へのコメの輸入の状況.....	44
5. 流通実態	46
(1)消費の実態	46
(2)食事のスタイル.....	46
(3)コメの流通実態	47
6. 国内流通チャネル	49
7. 小売業の実態	50
(1)小売業の概要.....	50
(2)小売業態の変遷.....	50

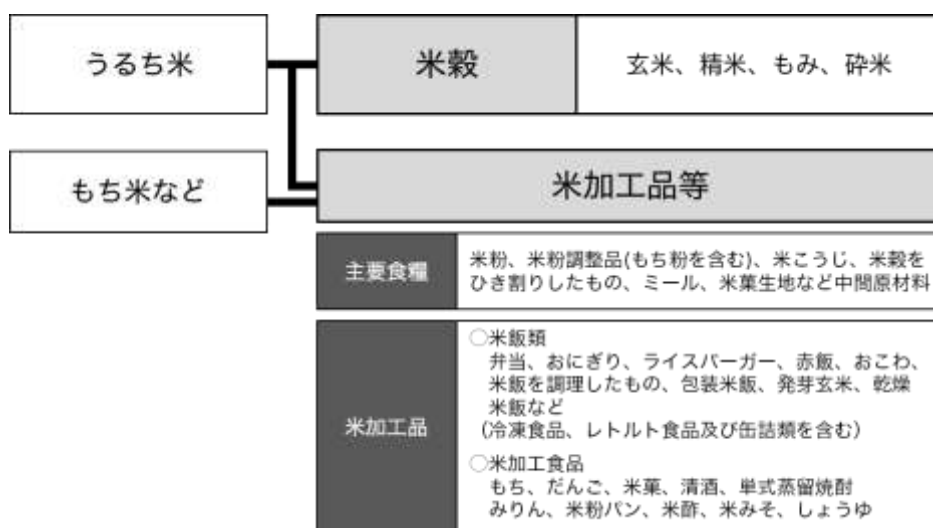
(3)店舗調査対象店の概要.....	53
8. 輸入業者について.....	56
資料 2 卸売業の実態／実態調査ヒアリング先／主要な入手資料一覧	
1. 各種資料入手先.....	59
資料 3 輸出手続きの確認	
1. 全体手順の説明.....	62
2. 輸出手続きの流れ.....	63
3. 輸出通関手続の基礎知識.....	64
4. 台湾の港湾位置.....	67
5. 農林水産省関連の届出先.....	68
6. 通関業会リスト.....	69
7. 貿易関係証明書 取得までの流れ.....	70
8. 台湾における日本産食品の輸入規制状況について(農林水産省).....	71

(はじめに)

コメ・コメ加工品の定義について

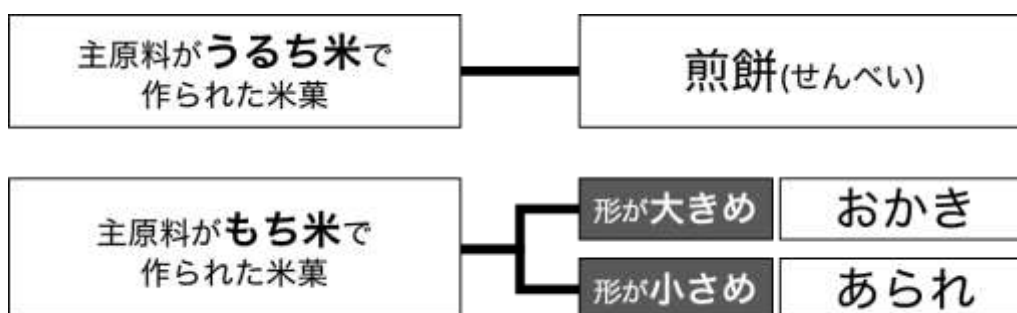
平成22年10月より施行された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(通称:コメトレーサビリティ法)では、コメの種類・銘柄を問わず用途によって2種類に分類されている。主食用コメは【米穀】に分類。また米粉や米こうじなど、主要食糧に該当する中間原材料や、弁当やおにぎり、包装などを含む調理・加工向けの類と、コメを使った加工食品類は【等】に分類している。

【図表 1】 米トレーサビリティ法に基づく、米との概略図



米菓については、コメの原料によっても、さらに細かく分類される。主原料にうるち米を使用した米菓については「煎餅(せんべい)」呼称。もち米を主原料にした米菓については、形が大きいものを「おかき」、小さいものを「あられ」と区別されている。

【図表 2】 米菓の分類



本報告書では、コメを上記の各定義をもとに記載した。

品目の定義について

台湾での、コメのHSコードについて

HSコードとは、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いる輸出入統計品目番号のことである。輸出入統計品目番号は、輸出入されるあらゆる品目を、9桁又は10桁の数字で表記する。最初の6桁は世界共通の番号であるが、その後の3桁(または4桁)は、各国の事情に合わせて品目をさらに細分化するために使用されるため、各国ごとに番号が異なっている。HSコードが税関への告知書に記載されることによって、日本からの輸出、および輸出先での輸入通関の際、税関職員がそのコードをもとに、該当する品目の種類と関税等の税率を容易に調べることができるため、通関手続の時間短縮に貢献する、重要な番号となっている。

台湾における、コメに関するHSコードは、以下の通りである。なお、台湾においてはCCC (Customs Imports Tariff of Republic of China) コードを使って関税率を決めているので、HSコードに対応するCCCコードも併記する。HSコードとCCCコードの対応については、国際貿易局 (Bureau of Foreign Trade), Classification of Commodities and Regulations (<https://fbfh.trade.gov.tw/rich/text/indexfhE.asp>)を参照のこと。

■コメ

	HSコード	内容		CCCコード
玄米	1006.20.****	Husked (brown) rice	玄米	10062000008
精米	1006.30.****	semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed	精米歩合にかかわらず白米、もち米	10063000104(もち米) 10063000907(その他)

注:コメの分類には、上記のほか「もみ」(HS: 1006.10.10)と「砕米」(HS: 1006.40.10)があるが、本報告書では対象としていない。

■(米菓)

	HSコード	内容		CCCコード
米菓	1905.90.00	Rice paper, Rice cracker	ライスペーパー、せんべい	19059020001(ライスペーパー) 19059050004(ライスクラッカー)

台湾における日本産のコメの規制等と
輸出拡大の留意点について

1. 日本産のコメの規制と価格実態

(1) 植物検疫

台湾の食品安全衛生管理法が基本となり、その下に各種食品規制や基準が作られている。コメの輸入にあたっては、植物の病虫害の侵入防止のため植物検疫が必要で、輸入植物検査申請書への輸出国の政府機関による植物検疫証明書の添付が義務付けられている。

一定規模の食品輸入を行う際には、輸入業者は行政院農業委員会 (COA: Council of Agriculture) が発行する登録食品扱い業者の身分証書あるいは承認許可の写しを添付することが要求される。

玄米及び精米の輸入の場合は、上記の身分証書に加え、台湾銀行が実施するコメの輸入関税割当枠 (民間部分) の入札を通じて得られる COA が発行する承認許可の写しも添付することが要求される。

【資料 1 台湾のコメ流通実態 [1. 検疫制度] 参照】

(2) 枠規制

台湾において日本産のコメの枠規制については明記されていない。

(3) 国内外価格実態

精米は安値で国内価格の 130%、高値で約 180%と商品によって価格差が大きい。

【資料 1 台湾のコメ流通実態 [4. 流通実態の把握] 参照】

(4) 法規制

1) 表示ラベル

台湾における食品・食品添加物の表示について、食品安全衛生管理法の第 17 条、第 18 条、第 19 条と食品衛生管理法施行規則の第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条で規定されているラベル表示基準を満たす必要がある。

2) 食品包装に関する規制

包装容器の素材に関する基準があり、食品安全衛生管理法で食品衛生・安全性及び品質基準に合致することが求められている。台湾の食品包装に関する詳細な基準は、食品衛生管理法 17 条の下、衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) が発布した Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages (2013) に定められている。

【資料 1 台湾のコメ流通実態 [3. 法規制] 参照】

(5) 租税関係

1) 関税について

輸入されるコメは、関税、営業税の対象となる。

2) 関税割当について

コメは関税割当の対象となる。関税割当の総量は玄米ベースで 144,720MT、その内訳は政府輸入分が 65%、民間輸入分が 35%で、WTO 加盟国から台湾銀行を通して割当を得た民間銀行が輸入することになる。(日本は民間輸入のみ)

枠内税率は無税(加工品は 10-25%)であるが、枠外税率は重量税となっており台湾ドル 45/kg(加工品は台湾ドル 45/kg または台湾ドル 49/kg)となる。

3) その他租税について

■「営業税」(日本の消費税に相当)

台湾に輸入されるコメは、関税と営業税(日本の消費税に相当)の対象となる。

営業税は付加価値税(Value Added Tax/VAT)方式で、CIF 価額に関税を足した合計に 5%の税率をかけて算出される。輸入者は、売上税額(売上時に販売先から回収する仮受け営業税)と仕入税額(輸入時に税関に支払った仮払い営業税)とを相殺(仕入税額控除)し、その差額を税務署に納付することになる。

2. 日本産のコメの市場動向

1) 日本産のコメ

<台湾の消費者層>

台湾の消費者は大きく4つに分類される。

a. すでに日本産のコメを購入している

日本産のコメのおいしさと品質を信じており、家庭で利用するコメを日本産のコメにしている。

b. 高級台湾産コメを購入している

コメの味や安全性を考慮して、多少高くてもよいものを購入している。

c. 一般の台湾産コメまたはアメリカ産コメなどを購入している

価格や量販店で購入できるなど、手軽に購入できることを優先している。

d. コメをあまり購入しない

家庭であまり調理をせず、コメをあまり購入しない。

家庭需要については、上記 a の層がメインとなっている。台湾は基本的に1日3食で、外食が多いものの家庭でも家庭外でもおコメを消費しているので消費量に大きな変化はない。外食産業では本格的な日本食レストランが増加しており、これらの店では日本産のコメを使用することが多い。また、注文を受けてから精米・納品する日本産のコメの販売店もあるなど、外食産業における需要増が見込まれる。

3. 輸入米・の規制等に関する実態から見た輸出拡大の可能性

(1) コメ

< 日本産のコメの価格に関する課題 >

日本産のコメは価格が高く、今後の輸出拡大に向けて大きな課題となっている。価格の大部分は生産コスト、物流コストなどのコストが占めている。このため、日本産のコメの輸出により得られる関係者のマージンは決して高くない。今後、継続的に輸出拡大していくためには、マージンを減らすのではなく、コストの抑制が鍵となってくる。特に、現在、産地ごとの少ない量で輸出しているため、コストでスケールメリットが得やすい物流での改善の余地がある。今後、産地間の連携によりコスト削減の可能性があると考えられる。

< 輸出促進に向けた課題と対応例 >

日本産のコメは高価格というイメージの改善や、販売価格を抑えるための工夫が今後必要となる。

小ロットでの販売方法の例として、複数のブランドの詰め合わせや使いきりパッケージなどがあげられる。これにより、複数のブランドを食べ比べできる楽しみや、保管による品質劣化の懸念の解消などのニーズに応えることができると考えられる。

現状、日系百貨店および一部のスーパーマーケットに限られる販売チャネルについても、通販の利用や業務用としての販売などにより、販売機会の拡大が考えられる。

【資料編】

1. 台湾の基礎情報

1987年7月の戒厳令解除後、政治の自由化と民主化が急速に推進され、1996年3月に初の総統直接選挙を実施した。2015年の第3四半期の実質GDP成長率は前年同期比マイナス0.63%と、四半期ベースで6年ぶりに減少した。また、2015年の通年は1%を維持する見通し。

【図表 1】台湾の概況

名称	台湾(チャイニーズタイペイ)																				
人口	2344万278人 (2015年1現在)	実質GDP成長率	3.74% (2014年)																		
面積	36,193km ²	失業率	3.89% (2014年9月現在)																		
民族	漢民族 (98%)、台湾原住民(2%)																				
言語	中国語(公用語)、閩南語(台湾語)、客家語																				
宗教	仏教、道教、キリスト教																				
気候的特徴	<p>・台湾のほぼ中央を北回帰線が通っており、北部が亜熱帯、南部が熱帯に属している。そのため、北部は夏季を除けば比較的気温が低いのに対し 台湾の気象データ(1981-2010年平均)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>台北</th> <th>高雄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>34.3℃</td> <td>32.4℃</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>13.9℃</td> <td>15.7℃</td> </tr> <tr> <td>最高湿度</td> <td>80.6%</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>最低湿度</td> <td>73.0%</td> <td>71.9%</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>2405.1mm</td> <td>1884.9mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>南部は冬季を除けば気温が摂氏30度を超えることが多い ・台湾の夏はおおよそ5月から9月までで、通常は蒸し暑く、日中の気温は27度から35度まで上る。冬は12月から2月までと期間が短く気温は温暖である。ただし、山岳部の高標高地帯では積雪が観測されることもある。</p>				台北	高雄	最高気温	34.3℃	32.4℃	最低気温	13.9℃	15.7℃	最高湿度	80.6%	80.5%	最低湿度	73.0%	71.9%	降水量	2405.1mm	1884.9mm
	台北	高雄																			
最高気温	34.3℃	32.4℃																			
最低気温	13.9℃	15.7℃																			
最高湿度	80.6%	80.5%																			
最低湿度	73.0%	71.9%																			
降水量	2405.1mm	1884.9mm																			
地勢	<p>・台湾は、台湾本土とその周辺諸島(澎湖諸島・蘭嶼など)、および金馬地区と東沙諸島・南沙諸島から構成されており、面積は日本の九州と同程度(日本の約10分の1)の大きさである。</p> <p>・台湾北東部は日本の琉球諸島の西方海上に位置しており、最も近い与那国島との距離は110km以下である。また、台湾地域西端の金馬地区は台湾海峡を隔てて中国と接しており、最南端の岬である鵝鑾鼻(がらんび)は、バシー海峡を隔ててフィリピンと接している。</p> <p>・島の西部は平野、中央と東部は山地に大別されるが、島をほぼ南北に縦走する5つの山脈が島の総面積の半分近くを占めており、標高3,000mを超える高山が多数連なっている。耕作可能地は島の約30%にすぎない。</p> <p>・台湾はフィリピン海プレートとユーラシアプレートの交差部に位置するため、日本と同様に地震活動が活発な地域である。また日本と同じ火山帯に属し、温泉も豊富にある。</p>																				
交通	<p>・高速道路は基隆・台北と高雄を結ぶ中山高速公路と、フォルモサ高速公路を中心に整備され、更に主要国道・省道が台湾全土にネットワークを構成している。これらの道路網を利用し、多くのバス会社が高速バスを運行し都市間輸送を担っている。</p> <p>・台湾を代表する台北・高雄を連絡する都市間鉄道として、2007年に両都市を最高速度300km/hで運行する台湾高速鉄道が開通</p> <p>・台湾本島と澎湖諸島、金門島などの離島との間は船便によっても結ばれており、航空路線が発達した今日でも利便性がある</p> <p>・航空機は台湾本島と金門島などの各離島を結んでいる他、主要都市を結んだ高頻度運航サービスを提供しており、料金も割引チケットを使えば鉄道やバスと遜色ないので人気は高い。また日本各地や香港、フィリピンのマニラなどとの間には高密度な国際線が運航されている他、アジア圏内やヨーロッパ、アメリカなどとの間にも多くの国際線が運航されている。</p>																				
在留邦人数	18,592名 (外務省「海外在留邦人数調査統計」平成27年要約版から)																				
日系企業数	1,112社 (外務省「海外在留邦人数調査統計」平成27年要約版から)																				
略史	<p>1949年12月7日 台北に「臨時首都」を遷都 1971年10月25日 国連を脱退 1975年4月5日 蒋介石総統死去 1987年7月15日 戒厳令解除 政治の自由化と民主化を急速に推進 1988年1月13日 李登輝副総統、総統に就任 1996年3月 初の総統直接選挙を実施</p>																				

(出所) ■ International Monetary Fund (IMF)「World Economic Outlook Database」2015年4月版

■ 台湾行政院主計處

■ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」平成27年要約版

【図表 2】台湾の総人口・GDP成長率・失業率の推移

	2012年	2013年	2014年
総人口(百万人)	23.32	23.37	23.43
実質GDP成長率	10.86%	10.97%	11.08%
失業率	4.24%	4.18%	3.96%

(出所)【GDP成長率・失業率】International Monetary Fund (IMF)「World Economic Outlook Database」
2015年4月版から抜粋

【図表 3】台湾の在留邦人数(永住者数・在留邦人数)

		2012年	2013年	2014年
在留邦人数(合計)	男性	9,160	9,717	10,767
	女性	6,710	7,080	7,825
	総数	15,870	16,797	18,592
	前年比増減		+927 +5.84%	+1,795 +10.69%
永住者	男性	752	772	846
	女性	931	971	1,042
	総数	1,683	1,743	1,888
	前年比増減		+60 +3.57%	+145 +8.32%
長期滞在者	男性	8,408	8,945	9,921
	女性	5,779	6,109	6,783
	総数	14,187	15,054	16,704
	前年比増減		+867 +6.11%	+1,650 +10.96%

(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成27年要約版から抜粋

【図表 4】台湾に進出する日系企業数

		2012年	2013年	2014年
台湾に 拠点を置く企業	支店	99	91	88
	現地法人	1,042	1,028	1,024
	区分不明	0	0	0
	総数	1,141	1,119	1,112
	前年比増減		-22 -1.9%	-7 -0.6%

(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成27年要約版から抜粋

【資料1】

台湾のコメ・流通実態

1. 検疫制度

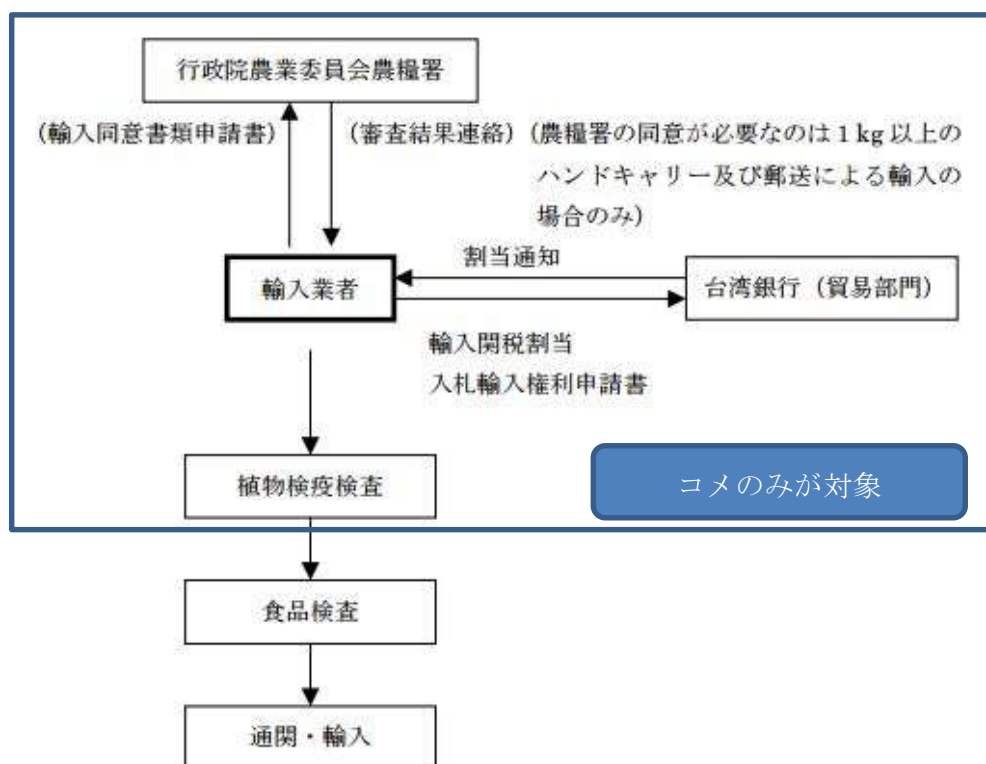
(1) 検疫制度の概要

台湾の食品管理の根拠となる基本法は食品安全衛生管理法(2014年に食品衛生管理法(1975)を改定し名称を変更)であり、その下に各種食品規制や基準が作られている。ただし、コメの輸入にあたっては、植物の病虫害の侵入防止のため植物検疫が必要で、輸入植物検査申請書への輸出国の政府機関による植物検疫証明書の添付が義務付けられている。

一定規模の食品輸入を行う際には、輸入業者は行政院農業委員会(COA: Council of Agriculture)が発行する登録食品扱い業者の身分証書(登録項目には必ず食品輸入があること)あるいは承認許可の写しを添付することが要求される。

粗米および玄米の輸入の場合は、上記の身分証書に加え、台湾銀行が実施するコメの輸入関税割当枠(民間部分)の入札を通じて得られるCOAが発行する承認許可の写しも添付することが要求される(関税割当制度は(4)2)コメの関税割当制度で後述する)。

【図表 5】 輸入手続きのフローチャート



(出所) 農林省、平成19年度 海外貿易制度等調査報告書(台湾編)

植物検疫を通過したコメは食品検査に送られる。食品検査は上述の食品安全衛生管理法を管轄する食品薬物管理署(TFDA)によって実施される。

輸入時の食品検査は、行政院衛生署が經濟部標準検査局に委託して実施している。検査は、「食品安全衛生管理法」に基づく「輸入食品検査弁法(Regulations of Inspection of Imported Foods and Related Products)」に則って行われる。検査申請書に輸入する食品名と生産国名を記入し、輸入食品基本資料報

告書を標準検査局に提出、申請する。検査方法は、人体に有害と疑われる製品や、徹底検査が必要と判断されるものに対しては、全数検査・抜き取り検査を実施している。

農産品生産および証明法 (Agricultural Production and Certification Act 《農産品生産及驗證管理法》) (2007)は台湾の農産物食品トレーサビリティシステム(TAFT)の確立のために農林省(COA)が立法化した。TAFTへの参加は任意である。参加する農産品事業者(Agricultural product operator)は、農産品生産および証明法に従って、生産ならびに処理方法の第三者認証と検査を受けなければならない。第三者認証機関は農化学品や使用肥料等の妥当性や農産品事業者が保管すべき認証用記録データの信ぴょう性を検証するため、現場検査実施の責務を負っている。認証認可に当たっては、農産品事業者は自社製品をTAFTの下でバッチごとの登録をし、製品の当該バッチに対する特定のトレース可能なコードをつけたラベルの提供をすることになる。

注)農産品事業者とは、農業生産および証明法で「農産品およびその加工製品を製造、加工、包装、輸入、流通、マーケティングを行っている人すべて」をいうと定義されている。

【図表 6】 食品関連法制の体系

主管機関	食品規格および関連法律
衛生福利部食品藥物管理署(FDA)	食品衛生管理法(Act Governing Food Sanitation)1975 食品安全衛生管理法(Act Governing Food Safety and Sanitation)2014 ■一般原理 ■食品安全のためのリスク管理 ■食品事業の衛生管理(工場登録、トレーサビリティ、品質等) ■食品の衛生管理(残留農薬、危険物質、放射線、食品添加物、遺伝子組み換え原材料) ■表示・広告 ■食品輸入管理(高リスク食品に対する系統的検査等) ■食品試験(認証試験機関等) ■その他
行政院農業委員会(COA)	食糧管理法(Food Administration Act)2010 農産品生産及驗證管理法(Agricultural Production and Certification Act)2007 植物検疫法(Plant Protection and Quarantine Act)2014 糧商管理規則(Administrative Regulations For Food Dealers)2012 糧食標示辦法(Regulations for Food Labelling)2011
經濟部国際貿易局	輸出入業者の登録
台湾銀行	民間輸入業者へのコメ関税枠の入札実施

(2)【台湾】コメの植物検疫

日本産のコメの輸入については、台湾の行政院農業委員会植物防疫検疫局・植物検疫組・農産品検疫科から、日本の公的機関による「植物検疫証明書」を添付することが義務づけられている。申請者の台湾側で所定の輸入植物検疫報験申請書を到着検疫所に提出し、許認可を得る必要がある。検査にかかる所要日数は、通常開始から48時間である。検査・検疫にかかる費用は平日でCIF1価格の0.1%である。祝・祭日にまたがる場合はこれに特別費用が加算される。

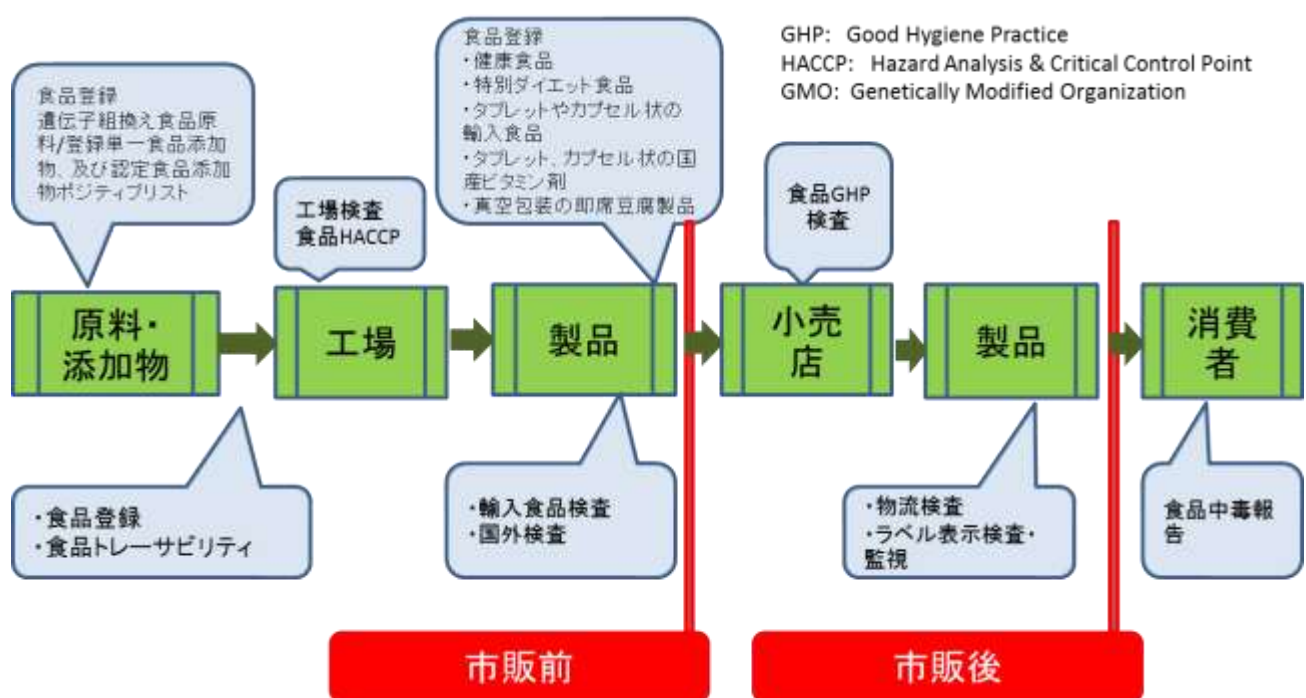
コメの輸入をする業者は、糧食取扱免許が必要である。また、2万米ドルを超える輸入を行う場合には、輸出入業者として經濟部国際貿易局に登録を行う必要がある(Regulations Governing Registration of Exporters and Importers 2014 改定)。2万米ドル以下の場合には、その都度国際貿易局の許可を受け、輸入できる。

以上の諸手続きを経て、輸入するのに問題がないと判定されると、動植物検疫局によって輸入許可証(Import Certificate)が発行され、税関へと進む。検疫結果に問題が生じた場合、再消毒等で解決するケースではそのように措置し、それで解消しない場合は廃棄または積み戻し処分となる。

(3)【台湾】食品規制

食品安全衛生管理法は衛生福利部食品薬物管理署(TFDA)の管轄にあり、その運営の基本は米国のFDAにあると言われる。【図表 7】は台湾における食品管理の全体像を示したものである。基本的にはTFDAが認可した食品等、以外は販売が禁止されているが、食品添加物に関しては使用成分の登録によってリスト化された成分以外のものも補足、監視するようにしている。

【図表 7】台湾における食品管理の全体像



(出所)TFDA の原図を翻訳

【図表 8】 食品規制に関する主な基準の概要

関連法規	項目	規格	備考
食品 安全 衛生 管理 法	残留農薬	<ul style="list-style-type: none"> Standards for Pesticide Residue Limits in Foods Standards for Pesticide Residue Limits in Infant Foods 	改定 2015 2014
	重金属	<ul style="list-style-type: none"> Standard for the Tolerance of Heavy Metals in Rice Standard for the Tolerance of Heavy Metals in Plant Origin 	改定 2013 2016
	微生物	Sanitation Standard for General Foods	改定 2013
	放射線	<ul style="list-style-type: none"> Standards for the Tolerance of Atomic Dust and Radioactivity Contamination in Food Sanitation Standard for Foods treated with ionizing radiation 	2016 改定 2013
	食品添加剤	Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives	2015
	マイコトキシン	Sanitation Standard for the Tolerance of Mycotoxins in Foods	改定 2013
	インスタント食品	<ul style="list-style-type: none"> Sanitation Standard for Ready to Eat Food The Draft Regulations Governing the Certification of Vacuum Packed Food 	改定 2013 2011

1) 残留農薬基準

家畜、家禽および魚介類を除き、食品の残留農薬の許容基準は規制対象外農薬リスト(使用が安全で規制する必要のない農薬)、ポジティブリスト(最大許容の規制対象とすべき農薬)、ネガティブリスト(製造・輸入・販売・使用が禁止の農薬)に示されている。また、幼児向け食品の場合の残留農薬基準は Standards for Pesticide Residues Limits in Infant Foods を参照のこと。

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=593&k=%u5B30%u5152>

【図表 9】 台湾で残留農薬規制の対象外となる農薬リスト

日本語名	原語
アザジラクチン	Azadirachtin
枯草菌	Bacillus subtilis
バシラス・スリンジエンシス	Bacillus thuringiensis
ブラストサイジン-S	Blastocidin-S
炭酸カルシウム	Calcium carbonate
CITCOP	CITCOP
銅キレート	Copper chelate
オキシ塩化銅	Copper oxychloride
硫酸銅	Copper sulfate
水酸化第二銅	Cupric hydroxide
酸化第一銅	Cuprous oxide
サイトカイニン	Cytokinins
DL-メチオニン	DL-methionine
脂肪アルコール	Fatty alcohols
IBA	IBA
石灰硫黄合剤	Lime & Sulfur
NAA、ナトリウム塩	NAA, sodium salt
n-デカノール	n-Decanol
ノニルフェノール銅スルホン	Nonylphenol copper sulfonate
オキシテトラサイクリン	Oxytetracycline
石油	Petroleum oils
ポリオキシン	Polyoxins
	Potassium hydrogen carbonate
リボフラビン	Riboflavin
スポドプテラ・エクシグアの性フェロモン	Sex pheromone of Spodoptera exiqua
ハスモンヨトウの性フェロモン	Sex pheromone of Spodoptera litura
ナトリウムニトロフェノール	Sodium nitrophenol
ストレプトマイシン	Streptomycin
硫黄	Sulfur
テトラサイクリン	Tetracycline
三塩基性硫酸銅	Tribasic copper sulfate
バリダマイシン A	Validamycin A

(出所) 台湾食品薬物管理局(Taiwan Food and Drug Administration)の食品残留農業基準値(Standards for Pesticide Residues Limits in Foods)より抜粋

【図表 10】 規制対象の残留農薬成分リスト(コメに関するもの抜粋)

物質名		食品の種類		最大残留 基準値 (PPM)	注	
日本語	原語(英語)	日本語	原語(英語)		日本語	原語(英語)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
アセフェート	Acephate	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
アゾキシストロビン	Azoxystrobin	コメ	Rice	5.0	防カビ剤	Fungicide
ベナラキシル	Benalaxyl	コメ	Rice	0.2	防カビ剤	Fungicide
ベンジオカルブ	Bendiocarb	コメ	Rice	0.2	殺虫剤	Insecticide
ベンフラカルブ	Benfuracarb	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
ベンシルフロメチル	Bensulfuron -methyl	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
ベンタゾン	Bentazone	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
ベンゾチアゾール	Benthiazole	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
ビフェノックス	Bifenox	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
ブフェンカーブ	Bufencarb	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ブプロフェジン	Buprofezin	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
ブタクロール	Butachlor	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
カルバaryl	Carbaryl	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
カルベンダジム	Carbendazim	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
カルボフラン	Carbofuran	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
カルボスルファン	Carbosulfan	コメ	Rice	0.5	除草剤	Insecticide
カルプロバミド	Carpropamid	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
カルタップ	Cartap	コメ	Rice	1.0	殺虫剤	Insecticide
クロラントラニプロール	Chlorantranilprole	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
クロルピリホス	Chlorpyrifos	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
クロルピリホスメチル	Chlorpyrifos -methyl	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
シノスルフロロン	Cinosulfuron	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
クロメプロップ	Clomeprop	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
クロチアニジン	Clothianidin	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
CPMC	CPMC	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
シクロスルファミロン	Cyclosulfamuron	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
シクロキシジム	Cycloxydim	コメ	Rice	0.09	除草剤	Herbicide
シフルトリン	Cyfluthrin	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
シハロホップブチル	Cyhalofop -butyl	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
シハロトリン	Cyhalothrin	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
シベルメトリン	Cypermethrin	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
デルタメトリン	Deltamethrin	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
ダイアジノン	Diazinon	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ジフェノコナゾール	Difenoconazole	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
ジフルベンズロン	Diffubenzuron	コメ	Rice	0.01	殺虫剤	Insecticide
ジメチピン	Dimethipin	コメ	Rice	0.5	成長制御剤	Growth regulator
ジノテフラン	Dinotefuran	コメ	Rice	1.0	殺虫剤	Insecticide
ジチオカルバミン酸塩	Dithiocarbamates	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
ジチオピル	Dithiopyr	コメ	Rice	0.01	除草剤	Herbicide
ダイムロン	Dymron	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
エジフェンホス	Edifenphos	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
エポキシコナゾール	Epoxyconazole	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
エトフェンプロックス	Etofenprox	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
エトプロホス	Ethoprophos	コメ	Rice	0.02	線虫駆除剤	Nematocide
エトキシスルフロロン	Ethoxysulfuron	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
エトリアゾール	Etridiazole	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
フェナミホス	Fenamiphos	コメ	Rice	0.01	線虫駆除剤	Nematocide
フェニトロチオン	Fenitrothion	コメ	Rice	0.2	殺虫剤	Insecticide
フェノブカルブ	Fenobucarb	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
フェノキサニル	Fenoxanil	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
フェンチオン	Fenthion	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
フェンバレラート	Fenvalerate	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
フィプロニル	Fipronil	コメ	Rice	0.01	殺虫剤	Insecticide
フロニカミド	Flonicamid	コメ	Rice	1.0	殺虫剤	Insecticide
フルシトリネート	Flucythrinate	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
フルジオキシニル	Fludioxonil	コメ	Rice	0.05	防カビ剤	Fungicide
フルトラニル	Flutolanil	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
フサライド	Fthalide	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
フラメトピル	Furametpyr	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
グリホサート	Glyphosate	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
ハロキシホップメチル	Haloxypop -methyl	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
ヘキサコナゾール	Hexaconazole	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
ヒメキサゾール	Hymexazol	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
イマズスルフロロン	Imazosulfuron	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide

イプロベンホス	Iprobenfos	コメ	Rice	0.2	防カビ剤	Fungicide
イプロジオン	Iprodione	コメ	Rice	1.5	防カビ剤	Fungicide
イソプロカルブ	Isoprocarb	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
イソプロチオラン	Isoprothiolane	コメ	Rice	2.0	防カビ剤	Fungicide
イソチアニル	Isotianil	コメ	Rice	0.3	防カビ剤	Fungicide
メタンアルソン酸鉄アンモニウム	MAFA	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
マラチオン	Malathion	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
モン モンレス モンガレン アルジン	MALS	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
2-メチル-4-クロロフェノキシ 酪酸エチル	MCPB	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
メプロニル	Mepronil	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
メタラキシル	Metalaxyl	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
メタアミドホス	Methamidophos	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
メミル	Methomyl	コメ	Rice	0.2	殺虫剤	Insecticide
メチル臭化物	Methyl bromide	コメ	Rice	1.0	燻蒸剤	Fumigant
メトルカルブ	Metolcarb	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
モリネート	Molinate	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
モノクロトホス	Monocrotophos	コメ	Rice	0.02	殺虫剤	Insecticide
キシリルカルブ	MPMC	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
オキサジアゾン剤	Oxadiazon	コメ	Rice	0.05	除草剤	Herbicide
オキシフルオルフェン	Oxyfluorfen	コメ	Rice	0.2	除草剤	Herbicide
パラコート	Paraquat	コメ	Rice	0.2	除草剤	Herbicide
パラチオンメチル	Parathion -methyl	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
ペンシクロン	Pencycuron	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
ペンジメタリン	Pendimethalin	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
ペノキススラム	Penoxsulam	コメ	Rice	0.02	除草剤	Herbicide
ペルメトリン	Permethrin	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
フェノチオール	Phenothiol	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
フェノトリン	Phenothrin	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
フェントエート	Phenthoate	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ホスダイフェン	Phosdiphen	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
ホスメト	Phosmet	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ホスファミドシ	Phosphamidon	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
ホスフィン	Phosphine	コメ	Rice	0.1	燻蒸剤	Fumigant
ホキシム	Phoxim	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
プリミホスメチル	Pirimiphos -methyl	コメ	Rice	1.0	殺虫剤	Insecticide
プレチラクロール	Pretilachlor	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
プロクロラズ	Prochloraz	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
プロパニル	Propanil	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
プロバホス	Propaphos	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
プロピコナゾール	Propiconazole	コメ	Rice	1.0	防カビ剤	Fungicide
プロボスキル	Propoxur	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ピメトジン	Pymetrozine	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
ピラゾスルフロンエチル	Pyrazosulfuron -ethyl	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
ピレトリン	Pyrethrins	コメ	Rice	0.3	殺虫剤	Insecticide
ピリダフェンチオン	Pyridaphenthion	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
ピロキロン	Pyroquilon	コメ	Rice	0.5	防カビ剤	Fungicide
キナルホス	Quinalphos	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
キングロラック	Quinclorac	コメ	Rice	1.0	除草剤	Herbicide
サフルフェナシル	Saflufenacil	コメ	Rice	0.01	除草剤	Herbicide
シラフルオフェン	Silafluofen	コメ	Rice	0.5	殺虫剤	Insecticide
スピノサド	Spinosad	コメ	Rice	0.8	殺虫剤	Insecticide
テブコナゾール	Tebuconazole	コメ	Rice	0.05	防カビ剤	Fungicide
テブフェノジド	Tebufenozide	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
テクロフタラム	Tecloftalam	コメ	Rice	0.2	防カビ剤	Fungicide
テトラコナゾール	Tetraconazole	コメ	Rice	0.2	防カビ剤	Fungicide
テトラメトリン	Tetramethrin	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
テニルクロール	Thenylchlor	コメ	Rice	0.02	除草剤	Herbicide
チアベンダゾール	Thiabendazole	コメ	Rice	2.0	防カビ剤	Fungicide
チアクロプリド	Thiacloprid	コメ	Rice	0.02	殺虫剤	Insecticide
チアメトキサム	Thiamethoxam	コメ	Rice	0.1	殺虫剤	Insecticide
チオベンカルブ	Thiobencarb	コメ	Rice	0.5	除草剤	Herbicide
トリアゾホス	Triazophos	コメ	Rice	0.05	殺虫剤	Insecticide
トリクロピル	Triclopyr	コメ	Rice	1.0	除草剤	Herbicide
トリシクラゾール	Tricyclazole	コメ	Rice	3.0	防カビ剤	Fungicide
トリジファン	Tridiphane	コメ	Rice	0.1	除草剤	Herbicide
トリフロキシストロビン	Trifloxystrobin	コメ	Rice	0.2	防カビ剤	Fungicide
トリフルラリン	Trifluralin	コメ	Rice	0.05	除草剤	Herbicide
トリホリン	Triforine	コメ	Rice	0.1	防カビ剤	Fungicide
バミドチオン	Vamidothion	コメ	Rice	0.2	殺虫剤	Insecticide
マクバール	XMC	コメ	Rice	0.2	殺虫剤	Insecticide

(出所) 台湾食品薬物管理局(Taiwan Food and Drug Administration)の食品残留農業基準値
(Standards for Pesticide Residues Limits in Foods)よりコメ関連の項目を抜粋

【図表 11】 製造・輸入、販売・使用禁止の農薬

農薬名	製造・輸入禁止日 (月/日/年)	販売・使用禁止日 (月/日/年)
Organic mercury 有機水銀	10/25/1971	10/25/1972
Endrin エンドリン	01/01/1971	01/01/1972
DDT ディディーティ	07/01/1973	07/01/1974
Heptachlor ヘプタクロロ	01/01/1975	10/01/1975
Aldrin アルドリン	01/01/1975	10/01/1975
Dieldrin ディルドリン	01/01/1975	10/01/1975
BHC ベンゼンヘキサクロリド	01/01/1975	10/01/1975
Leptophos レプトホス	06/01/1977	06/01/1978
Nitrofen ニトロフェン	01/01/1981	01/01/1983
DBCP 1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン	06/06/1981	
Chlorobenzilate クロロベンジレート	09/21/1982	09/21/1983
Toxaphene トクサフェン	07/19/1983	01/19/1984
PCP-Na ペンタクロロフェノールナトリウム塩	07/19/1983	01/19/1984
EDB 二臭化エチレン	02/22/1984	
γ-BHC (Lindane) リンダン	08/07/1984	02/01/1985
Dinoseb ジノセブ	12/08/1986	12/20/1986
Cyanazine シアナジン	07/09/1987	07/01/1988
Dichloropropane ジクロロプロペン	07/09/1987	07/09/1987
Fenclorphos フェンクロルホスあるいはコルラン【農薬】、	09/02/1987	09/02/1987
Captafol カプタホル	10/22/1987	10/01/1988
Daminozide ダミノジット	06/21/1989	01/01/1990
Folpet ホルペット	07/13/1989	07/01/1990
Cyhexatin シヘキサチン	07/13/1989	07/01/1990
PCNB ペンタクロロニトロベンゼン	07/13/1989	07/01/1990
Dinocap ジノカプあるいはDPC(殺虫剤)、	05/09/1990	12/31/1990
Dinobuton ジノブトン	05/27/1991	12/01/1991
Aldicarb アルジカルブ	10/15/1991	01/01/1992
Chlornitrofen, CNP クロロニトロフェン	Import: 07/15/1994 Manufacture: 12/31/1995	01/01/1997
Tetradifon テトラジホン	10/04/1994	07/01/1996
MNFA (Nissol) FAM(ニッソール)	07/03/1996	11/01/1999
Dienochlor ジエノクロル	10/14/1996	08/01/1998
EPN	12/09/1996	08/01/1998
Azocyclotin アゾシクロチン	09/30/1997	01/01/1999
TPTA 酢酸トリフェニルすず(IV)	09/30/1997	01/01/1999
TPTH 水酸化トリフェニルすず	09/30/1997	01/01/1999
Zineb ジネブ	09/30/1997	01/01/1999
Binapacryl ビナパクリル	07/01/2001	07/01/2001
Methyl Bromide 臭化メチル		04/01/2003
Benzoximate ベンゾマート	06/03/2003	06/03/2003
Chlorophylate クロロファイト	06/03/2003	06/03/2003
Smite スミット	06/03/2003	06/03/2003
Conen コネン	06/03/2003	06/03/2003
Buthiobate ブチオバート	06/03/2003	06/03/2003
Ditalimfos ミリー	06/03/2003	06/03/2003

Carbophenothion カルボフェノチオン	06/03/2003	06/03/2003
Demephion デメフィオン	06/03/2003	06/03/2003
Mephosfolan メホスホラン	06/03/2003	06/03/2003
Dialifos ジアリホス	06/03/2003	06/03/2003
Salithion サリチオン	06/03/2003	06/03/2003
Bromophos ブロモホス	06/03/2003	06/03/2003
Fensulfothion フェンスルホチオン	06/03/2003	06/03/2003
Formothion ホルモチオン	07/01/2003	01/01/2006
Cycloprate ザルデックス	02/25/2004	02/25/2004
Pyracarbolid N-フェニル-2-メチル-5, 6-ジヒドロ-4H-ピラン-3-カルボアミド	02/25/2004	02/25/2004
Aziprotryne アジプロトリン	02/25/2004	02/25/2004
Glyodin グリオジン	02/25/2004	02/25/2004
Etrimfos エトリムホス	02/25/2004	02/25/2004
Promecarb プロメカルブ	02/25/2004	02/25/2004

(出所) 台湾食品薬物管理局(Taiwan Food and Drug Administration)の食品残留農業基準値
(Standards for Pesticide Residues Limits in Foods)

2) 重金属許容量基準

コメの重金属含有量は、【図表 12】の制限に適合しなければならない。コメ以外には野菜に関する最大許容量が定められている。

【図表 12】 コメに含有する水銀、カドミウム、鉛の最大許容量(単位:ppm)

水銀	カドミウム	鉛
0.05	0.4	0.2

(出所) 食米中重金属限量標準(Standard for the Tolerance of Heavy Metals in Rice)

3) 微生物の許容量基準

一般食品の微生物含有量の最大許容量は以下のようになっている。処理され提供される食品は基準が設けられていない。

【図表 13】 微生物の最大基準

分類	グラム当たり大腸菌バクテリア数(MPN/g)	グラム当たりエシェリア大腸菌数(MPN/g)
処理(洗浄、皮むき、加熱、調理等)なしで提供される一般食品	10 ³ 以下	検出されないこと
処理され提供される一般食品	—	—

(出所) Sanitation Standard for General Foods

4) 放射線許容量基準

原子灰および放射線汚染の食品中の許容限度については、以下のように示されている。この基準は事故や悪意ある行為を含んだ放射線汚染に適用される。

【図表 14】 原子灰および放射線汚染の食品中の許容限度

放射性核種	ヨウ素131 (^{131}I)	セシウム 134 とセシウム 137 ($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$)
ミルクおよび乳製品	55Bq/kg	50Bq/kg
幼児用食品	55Bq/kg	50Bq/kg
ソフトドリンクおよび容器入り水	100Bq/kg	10Bq/kg
その他食品	100Bq/kg	100Bq/kg

(出所) Standards for the Tolerance of Atomic Dust and Radioactivity Contamination in Foods

また、虫の繁殖を防ぐために照射殺菌を行うが、この時に使う電離放射線の条件は以下のようになっている。

【図表 15】 電離放射線の条件

分類	照射殺菌用の限定照射源	最大照射エネルギーレ ベル (MeV)	最大照射放射線量 (KGy)
穀物および それらの粉末	電子	10	1
	X線あるいはガンマ線	5	

(出所) Sanitation Standard for Foods treated with ionising radiation

5) マイコトキシン(真菌毒素源)の許容限度基準

アフラトキシンなどの真菌毒素も検査対象で、【図表 17】で示した基準となっている。

【図表 16】 食品における真菌毒素の許容限度

物質名	対象食品	最大許容値(ppb)
アフラトキシン (B1,B2,G1,G2)	ピーナツ、コーン	15
	コメ、モロコシ、マメ類、ナッツ、小麦、大麦、オート麦	10
	食用油脂	10
	ミルク	0.5
	粉ミルク	5.0
	その他食品	10
オクラトキシン A	コメ、小麦、大麦、オート麦	5.0
	焙煎コーヒー豆、コーヒー粉末	5.0
パツリン	リンゴジュース、リンゴジュースを含む混合飲料	50
シトリニン	ベニコウジ色素	200
	ベニコウジ	5.0
	麴コメを含む食品	2.0

(出所) 食品中真菌毒素原量標準 Sanitation Standard for the tolerance of Mycotoxins in Foods

6) 食品添加剤許容基準

食品添加剤については、TFDA が Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives で示している登録食品添加剤の使用とその許容限度を遵守する必要がある。ガイドラインに示されていない食品添加剤は基本的に使用できないが、新規の食品添加剤は Guidelines On Registration Of Food Additives に沿って審査を受け、登録することができる。ちなみに、これらの食品添加剤は各々の定義や機能が詳細に記述され、使う場面や使用対象食品、使用限量などが限定されている。【図表 18】は登録されている食品添加剤の一覧で、分類ごとの登録添加物の数を示している。

【図表 17】 登録されている食品添加剤の分類分野別添加剤数

#	分類	数	#	分類	数
1	Preservatives 保存料	24	10	Flavoring Agents 香味剤	90
2	Snitizing Agents 殺菌剤	4	11	Seasoning Agents 調味料	59
3	Antioxidants 酸化防止剤	26	12	Sweeteners 甘味料	25
4	Bleaching Agents 漂白剤	9	13	Pasting Agents ペースト剤	48
5	Color Fasting Agents 堅牢着色料	4	14	Coagulation Agents 凝固剤	16
6	Leavening Agents 坊調剤	14	15	Solvents 溶媒	7
7	Food Quality Improvement, Fermentation & food Processing agents 食品品質改善/発酵/食品加工剤	96	16	Chemicals for food Industry 食品産業向け化学品	10
8	Nutritional additives 栄養添加剤	319	17	Emulsifier 乳化剤	30
9	Colors 着色料	39	18	Others その他	20

(出所) Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives Annex1 より作成

7)その他

その他の食品規制としては以下の表のごとくのものがある。

【図表 18】 その他の食品規制

分野	規制
真空パック食品	The draft regulations governing the certification of Vacuum Packed Food (2011)
冷凍食品	Sanitation Standard for Frozen Foods(1987、2013 改定)
インスタント食品	Sanitation Standard for Ready-to-Eat(RTE)Foods (2007、2013 改定)

(4)【台湾】輸入時の検査強化項目について

1) 安全リスクをベースとした輸入管理

2014年1月、衛生福利部(the Ministry of Health and Welfare)は輸入食品および関連製品の検査規制(the Regulations of Inspection of Imported Foods and Related Products《食品及相關產品輸入查驗辦法》)を改定し、輸入食品の検査に対し安全リスクをベースに次の3つの検査方法を定めた。

(a)無作為抽出バッチ検査:2-3%検査比率を基に実施

(b)強化無作為抽出バッチ検査:20-50%の検査比率を基に実施

(c)バッチごとの検査:製品の提出バッチごとに実施。すなわち、100%検査比率

検査方法の選択に関しては、過去の輸入検査で問題がなかった同じ種類の製品(同じCCCコード)を輸入している業者については、上記の検査のレベルを下げたり、また、逆に厳しくしたりするという。

安全性リスクが高いと考えられる輸入食品に対しては、衛生福利部が発布した「輸入食品の系統的検査規制(Regulations for Systematic Inspection of Imported Food)」(2014年1月)に示された系統的検査を行うことになる。この規制は食品薬物管理署(TFDA:Taiwan Food and Drug Administration)に輸出国によって採用されている食品安全管理システムを検査する権限を与えている。TFDAは輸出国に対して審査のための書類提出の要求を行うことができる。必要な場合、現地検査を書類審査の補完として実施することができる。輸出国からの出荷は系統的検査が行われるが、その後、輸出国の食品安全管理システムが台湾のものと同等とみなされた場合のみ許可される。

ちなみに、HSコード1006のコメは、次のような特別な検査を実施している。

<コメの輸入検査方法>

・輸送梱包形態 開封検査対象数

コンテナ

10コンテナ以下 → 2コンテナ

10コンテナ以上 → 10コンテナにつき1コンテナ

バラ積み

各船倉ごと

・取り出し方

10 袋未満 → 全部の袋

10～100 袋 → 10 袋を任意に抽出

100 袋～ → 総数の平均値

・取り出し量

1貨物につき 2Kg 以上。尚、包装形態は真空・充気包装の如何を問わない。

2) コメの関税割当制度

2003 年から実施されているコメの関税割当制度の要旨は、次の通りである。

<コメの輸入の関税割当制度の要旨 >

- (1) 割当数量 144,720 トン(玄米換算)
- (2) 割当内輸入方法 政府が輸入 94,068 トン(割当内数量の 65%) 民間が輸入 50,652 トン(割当内数量の 35%)
- (3) 割当内関税率 無税
- (4) 割当外関税率 台湾ドル 45/kg
- (5) 割当方式 入札(最低取扱量 20t)
- (6) 申請、入札期日 前年度7月下旬頃に公告される
- (7) 特別セーフガードの実施: 輸入量が基準量を超えた場合、もしくは輸入価格が基準価格を下回った場合に発動する。

日本からコメを輸出する場合に関税割当を有効に活用するためには、産地におけるコメの生産目標数値を勘案し、輸出見込み量を把握した上でまとめた数量を台湾側輸入業者に応札してもらうか、関税割当枠を既に保有している輸入業者と契約して輸出することが重要となる

2. 国内外価格実態

(1) 国内外価格実態

【図表 19】 (1) 国内外価格実態

			国内価格	現地価格	
精米	長野県産風さやか	2kg	¥1,120	¥1,461	420.00 台湾ドル
	特別栽培米 山形米つや姫	2kg	¥1,120	¥1,989	585.00 台湾ドル

国内価格は税込価格

台湾ドル換算は 1 台湾ドル=3.4 円(平成 28 年 2 月現在の為替水準)で計算

(2) 小売店の店頭価格調査

店舗名 RT マート(中和店)

コメ



[生産社名] 木徳神糧
 [商品名] 中興日本一番米
 [内容量] 2kg
 [価格] 414 台湾ドル

店舗名	CITY SUPER
-----	------------

コメ

		
[生産者名] JAうご [商品名] JAうご産あきたこまち [内容量] 2kg [価格] 480 台湾ドル	[生産者名] JAびばい [商品名] 雪蔵工房おぼろづき [内容量] 2kg [価格] 650 台湾ドル	[生産者名] ジャパンファーム [商品名] もち米 1kg カグラモチ [内容量] 1kg [価格] 460 台湾ドル







店舗名	JASONS
-----	--------

コメ

		
[生産者名] つや姫 [商品名] つや姫 [内容量] 2kg [価格] 585 台湾ドル	[生産者名] 秋田県産あきたこまち [商品名] 秋田県産あきたこまち [内容量] 2kg [価格] 499 台湾ドル	[生産者名] 富山県産こしひかり [商品名] 富山県産こしひかり [内容量] 2kg [価格] 599 台湾ドル

店舗名 SOGO忠孝館フレッシュマート

コメ

		
<p>[生産者名] [商品名] 新潟こしひかり恵みっ子 [内容量] 2kg [価格] 480 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] イーストファームみやぎ [商品名] 寿司米ササニシキ [内容量] 2kg [価格] 480 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] 長野県産風さやか [内容量] 2kg [価格] 420 台湾ドル</p>
		
<p>[生産者名] 農樹 [商品名] 京都丹波 こしひかり [内容量] 2kg [価格] 650 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] 三重県産コシヒカリ松坂米[内 容量] 2kg [価格] 550 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] ミルキーQueen [内容量] 2kg [価格] 580 台湾ドル</p>
		
<p>[生産者名] [商品名] 新潟 こしひかり [内容量] 2kg [価格] 580 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] ななつぼし [内容量] 2kg [価格] 560 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] おぼろづき [内容量] 2kg [価格] 560 台湾ドル</p>

		
<p>[生産者名] [商品名] あきたこまち [内容量] 2kg [価格] 450 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] 龍の瞳 [商品名] 龍の瞳 [内容量] 1kg [価格] 350 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] 魚沼産こしひかり [内容量] 2kg [価格] 800 台湾ドル</p>

店舗名 カルフール

コメ

		
<p>[生産者名] [商品名] 新潟 越光米 こしひかり [内容量] 2kg [価格] 489 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] [商品名] 美人小町米 あきたこまち [内容量] 2kg [価格] 480 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] 木徳神糧 [商品名] 中興日本一番米 [内容量] 2kg [価格] 403 台湾ドル</p>

店舗名	ブリーズスーパー
-----	----------

コメ



[生産者名]	農樹
[商品名]	京都丹波 農樹こしひかり
[内容量]	2kg
[価格]	650 台湾ドル



[生産者名]	魚沼産こしひかり
[商品名]	魚沼産こしひかり
[内容量]	2kg
[価格]	800 台湾ドル



[生産者名]	岡山県産こしひかり
[商品名]	岡山県産こしひかり
[内容量]	2kg
[価格]	560 台湾ドル



[生産者名]	岡山県産朝日
[商品名]	岡山県産朝日
[内容量]	2kg
[価格]	520 台湾ドル



[生産者名]	森のくまさん
[商品名]	森のくまさん
[内容量]	2kg
[価格]	600 台湾ドル



[生産者名]	山形つや姫
[商品名]	山形つや姫
[内容量]	2kg
[価格]	580 台湾ドル



[生産者名]	あきたこまち
[商品名]	あきたこまち
[内容量]	2kg
[価格]	520 台湾ドル



[生産者名]	北海道の米おぼろづき
[商品名]	北海道の米おぼろづき
[内容量]	2kg
[価格]	560 台湾ドル



[生産者名]	龍の瞳
[商品名]	龍の瞳
[内容量]	1kg
[価格]	430 台湾ドル

	
<p>[生産者名] [商品名] 新潟県妙高産コシヒカリ [内容量] 2kg [価格] 620 台湾ドル</p>	<p>[生産者名] イーストファームみやぎ [商品名] 寿司米 ササニシキ [内容量] 2kg [価格] 550 台湾ドル</p>

店舗名 松青スーパー

コメ


<p>[生産者名] 木徳神糧 [商品名] 中興日本一番米 [内容量] 2kg [価格] 499 台湾ドル</p>

店舗名 頂好スーパー

コメ


<p>[生産者名] 木徳神糧 [商品名] 中興日本一番米 [内容量] 2kg [価格] 449 台湾ドル</p>

主要米袋の表示

<p>[商品名] 中興日本一番米 [内容量] 2kg [価格] 449 台湾ドル</p>	
	
<p>正面パッケージ</p>	<p>裏面</p>

((出所)) SOGO忠孝館 店頭調査(2016年1月)

3. 法規則

(1)【台湾】表示ラベル

台湾における食品・食品添加物の表示について、食品安全衛生管理法の第17条、第18条、第19条と食品衛生管理法施行規則の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条で規定されている。表示すべき内容は【図表 20】のとおりである。

【図表 20】 台湾における食品・食品添加物の表示



(出所)TFDA, The imported foods Regulations and requirements より抜粋・翻訳

1) 一般表示

容器入りまたは個別包装されている食品および食品添加物は、容器または包装に中国語および一般的に使用される記号を用いて明示的に表示しなければならない。

① 品名

品名は台湾で定められた食品の名前を用いる、基準がないときは独自の名前をつけてもよい。

② 内容物の名称および重量、容量または数量

内容物が2つ以上で混合されたもの場合は、分けて表示しなければならない。(輸出品を除く)

- a. 重量・容量はメートル法で表示する。
- b. 液体と固体が混合されたものは別々に成分を表示する。
- c. 食品の性質によって、成分は最小・最大数量のどちらかまたは量をを表示してよい。
- d. 複数の成分の混合物は、重量の大きいものから表示する。

③ 食品添加物の名称

- a. 食品添加物の名称は、中央主管機関が定めた、食品添加物の成分規格、範囲、用途および許容限度の基準に規定されている製品名または一般名称を使用すること。
- b. 甘味料(合成、天然抽出物および糖アルコールを含む)は品名または通称名を表示すること。
- c. 防腐剤と酸化防止剤は用途名、品名あるいは通称名を表示すること。
- d. 調味料(甘味料とカフェインは含まない)、乳化剤、膨張剤、酵素、豆腐用凝固剤、光沢剤などは用途名を表示すること。

④ 製造会社の名称、住所、電話番号に加え、輸入品は輸入者名、住所、電話番号を表示。

容器或いは包装入りの食品は、個別包装上に原産地表示をしなければならない。

⑤ 消費期限(Expiry date)

中央主管機関の公告によって製造日、品質保持期間又は保存条件を指定されたものは、併記しなければならない。

上記の日付は容器または包装に印刷すること。日付は判読できるように表示すること。

品質保持期間が3ヶ月以上のものの消費期限は年月を表示すればよい。このとき、日付は月末となることを前提としている。

⑥ その他

a. ラベルの漢字の文字の大きさは2ミリ未満で表示してはならない。ただし、包装表面の最大面積が10平方センチメートル未満のときは、製品名、会社名、消費期限以外の表示の文字の大きさは2ミリ未満でもよい。

b. 輸入包装済み製品の場合は、中国語の表示がなされてから、輸入が許可される。

2) 栄養表記について

2007年7月19日公告、2008年1月施行の「市販包装食品の栄養表示基準」、および2014年4月15日公告、2015年7月1日から施行の「包装食品の栄養表示上の遵守事項」(衛生福利部食品薬物管理署:FDA)では次のように定められている。包装容器の外側の見やすい部分に以下の内容を表示すること。

① 包装食品の表示項目

- a. 「栄養表示」のタイトル
- b. 熱量(カロリー)
- c. タンパク質の含有量
- d. 脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸の含有量
- e. 炭水化物、糖の含有量 (炭水化物には食物繊維を含む)
- f. ナトリウムの含有量
- g. 栄養強調表示に記載された他の栄養素の含有量
- e. 製造業者が自主表示したい、他の栄養素の含有量

② 包装食品の熱量および栄養素含有量の表示基準

- a. 「一食分につき(または毎食につき)」および「100g(または ml)につき」で表示し、当該製品 1 パックに含まれる食数を注記する。
- b. 「一食分につき(または毎食につき)」および「それが提供する「1 日当たりの参考値のパーセンテージ」で表示し、当該製品 1 パックに含まれる食数を注記する。
 - ・1 日当たり摂取参考値が規定されている栄養素:1 日当たりの摂取参考値を別途記載。
 - 「一日当たりの熱量、および各種栄養素の摂取参考値」は JETRO、包装食品の栄養表示上の遵守事項(仮訳)、2014 年 11 月を参照のこと。
 - ・1 日当たり摂取参考値が規定されていない栄養素:1 日当たり参考値のパーセンテージ表示の場所に「*」記号を付し、「* 参考値は未規定」の文字を明記。

③ 包装食品 1 食分当たりの重量(または体積)の表示規定

1 食分当たり重量(体積)は、国民の食習慣および市販包装食品形状の一般的な1食当たり摂取量を勘案しなければならない。

④ 包装食品の栄養素表示単位

次の「包装食品の栄養表示書式の例」に栄養素などの単位表示を示す。

⑤包装食品の栄養表示書式の例

書式例として、「100g につき(または 100ml につき)」を記載する場合と、「1 日当たりの参考値のパーセンテージ」を記載する場合について示す。記載に際しては(A) + (B)あるいは(A) + (C)の組み合わせのいずれかを使用する。

【図表 21】 栄養表示例

栄養表示			
1 食分の分量	〇〇 g(または ml)		
1 パックに含まれる食数	〇〇 食分		
	1 食につき (A)	100gにつき (または 100mlにつ き) (B)	1 日当たりの参考値のパ ーセンテージ(C)
熱量	〇〇 kcal	〇〇kcal	〇〇%
たんぱく質	〇〇 g	〇〇g	〇〇%
脂肪	〇〇 g	〇〇g	〇〇%
飽和脂肪酸	〇〇 g	〇〇g	〇〇%
トランス脂肪酸	〇〇 g	〇〇g	〇〇%
炭水化物	〇〇 g	〇〇g	〇〇%
糖	〇〇 g	〇〇g	*
ナトリウム	〇〇 mg	〇〇mg	〇〇%
強調表示した栄養素の含有量	g, mg ,または μ g	g, mg ,または μ g	%または*
他の栄養素の含有量	g, mg ,または μ g	g, mg ,または μ g	%または*

注: 食物繊維(g 表示)を記載したい場合、炭水化物の項にインデントをつけ、糖の後に表示可能。コレステロール(mg 表示)を記載したい場合、脂肪の項にインデントをつけ、トランス脂肪酸の後に表示可能。アミノ酸はmg単位表示、ビタミン、ミネラルの表示単位は「一日当たりの熱量、および各種栄養素の摂取参考値」に使われている単位を使用。その他は汎用単位で記載。

(出所)JETRO、包装食品の栄養表示上の遵守事項(仮訳)、2014 年 11 月を基に作成

3) コメの販売に対して求められる表示

Regulations for Food Labelling(2011 年 8 月改定・公布)では、容器もしくは包装されたコメ(もみ、玄米、もち米、精米、砕米)を販売する際には、台湾産コメと同様、次のような表示が義務付けられている。

- ・品名(Product Name): 食品の名前と分類(国家規格で定められた分類の名前)
- ・品質仕様(Quality Specification): 等級(国が定めた基準により区分け)
- ・産地(Origin): 成分の原産地
- ・重量(Weight): パッケージや容器内の成分の正味重量
- ・精米日(Date of milling): 食品が製造された日(年/月/日)
- ・消費期限(Expiry term): 食品が製造された日から安全に食べられる日までの期間。消費期限日で記載可能。
- ・製造業者の名前、電話番号、住所(Name, Telephone number and address of manufacturer): 食品製造者、輸入業者、あるいは卸業者のデータ

表示に使用する文字は中国語と一般に受け入れられている記号とし、表示の字の長さや幅については以下の取り決めがある。

- ・産地:0.6cm 以上
- ・品名、製造業者名、消費期限:0.2cm以上
- ・その他:0.2cm 以上

ただし、パッケージや容器の表面積が 250cm² 以下のものに関しては上記の制限に従わなくとも良い。

(2)【台湾】食品包装に関する規制

食用の容器・包装に関しては、食品安全衛生管理法で食品衛生・安全性及び品質基準に合致することが求められている。台湾の食品包装に関する詳細な基準は、食品安全衛生管理法 17 条の下、衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) が発布した Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages (2013) に示されている。

1) 食品安全衛生管理法で示されている食品包装規約

- a. 銅、鉛、合金が剥がれ落ちる可能性があってはならない
- b. 食物が直接接触する部分については、鉛か銀で完全に覆い、健康を害さないよう適切に処理されなければならない
- c. メタル素材の場合、鉛が 10%以上、アンチモンが 5%以上含まれていてはならない
- d. 接合物の場合、鉛が 20%以上含まれていてはならない
- e. 食品に混入する可能性がない場合を除いて、包装の着色は食品添加物の規制に従う
- f. プラスティックの場合、鉛とカドミウムは 100ppm 以下、
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、
フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジメチル、
フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸エステルは各物質とも質量 0.1%を超えてはならない。
- g. 紙については食品が直接接触する場合、蛍光増白剤の使用やリサイクル紙の使用は不可

2) Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages (2013 年 8 月 20 日改定) によるプラスチック、紙容器、包装の基準

基準の一般的要求事項は以下の通りであり、プラスチックに関する要求事項も詳細に示されている。ここでは一般要求事項のみ紹介する。プラスチックに関する要求事項は台湾 FDA の <https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=107> を参照のこと。

【図表 22】 プラスチック、紙容器、包装の基準

製品および原材料	材料試験項目と合格基準	移動試験			備考
		溶剤	移動条件	項目と合格基準	
プラスチック	鉛:100ppm 以下	水	60°Cを 30 分 (食品加工調)	過マンガン酸カリウム消費量:10ppm 以下	1. この一般要求以外にプラスチックの

	カドニウム: 100ppm 以下	4%酢酸	理時に 100℃ 以上で熱した 製品に対して は 95℃を 30 分)	重金属: 1ppm 以下(鉛)	器具、容器、包装 はプラスチック独自 の要求を満たさな ければならない。 2. 材料試験のフタ ール酸類の基準は PVC の材料に適 用できない。
	DHEF、DBP、 BBP、DIDP、 DINP、DMP、 DNOP、DEP、 各内容は全体 で 0.1%を超 えてはならな い。	ノーマ ルヘ プタン	25℃で 1 時間	DEHP:1.5ppm 以下 DBP:0.3ppm 以下 BBP:30ppm 以下 DIDP:9ppm 以下 DINP:9ppm 以下 DEHA:18ppm 以下	
紙(食 品が直 接当た る部分 が紙パ ルプ)	蛍光増白剤: 陰性	水	60℃を 30 分 (食品加工調 理時に 100℃ 以上で熱した 製品に対して は 95℃を 30 分)	<ul style="list-style-type: none"> ・pH が5より高い食品の容 器や包装用:0.1ppm 以下 (As₂O₃ 三酸化ヒ素として) ・ホルムアルデヒド:陰性 ・蒸発後の残留分(pH が5 より高い食品の容器や包 装):30ppm 以下 ・残留物が 30ppm を超え た場合、クロロホルム可溶 性抽出分が 40ppm 以下 	1. この基準は、主 として紙パルプ、木 やサトウキビ、葦、 大麻、麦わら、茎、 もみ殻、竹等よう な農産品の繊維か ら作られる弁箱、プ レート、食器皿、ボ ールやカップに適 用。物理的に取り 外し可能なプラス チックや他の金属 フویلは全体の 重量のうち 10%未 満であること。 2. 乳製品の紙容 器は「乳製品向け 容器・包装に対す る要求」を満たさ なければならない。 3. 添加物:一般に 安全とされる物質 のみ許可される。 4. 紙の要求:原材 料は良い条件の下 で包装・保管され ること。古紙は使わ ないこと。通常の搬 送、及び縁飾り用 紙の保存期間はそ
		4%酢酸		<ul style="list-style-type: none"> ・pH5以下の食品の容器や 包装用:0.1ppm 以下 (As₂O₃ 三酸化ヒ素として) ・重金属: 1ppm 以下(鉛と して) ・蒸発後の残留分(pH5 以 下の食品の容器や包装): 30ppm 以下 ・残留物が 30ppm を超え た場合、クロロホルム可溶 性抽出分が 40ppm 以下 	
		ノーマ ルヘ プタン	25℃で 1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸発後の残留分(油や高 脂肪食の容器や包装): 30ppm 以下 ・残留物が 30ppm を超え た場合、クロロホルム可溶 性抽出分は 40ppm 以下 	
		20% アルコ ール	60℃で 30 分	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸発後の残留分(アルコ ール飲料の容器や包装): 30ppm 以下 	

			・残留物が 30ppm を超えた場合、クロロホルム可溶性抽出分は 40ppm 以下	れぞれ 24 か月と 6 か月とすること。 5. 再生材料は使用しないこと。使用される紙は新しい材料だけから作られるべき。危険物質を含んだ竹や木からの材料は使用しないこと。
紙(食品が直接当たる部分が植物繊維)				
紙(食品が直接当たる部分がプラスチック)			プラスチックの一連の要求を満足すること。 1. 「プラスチックの要求」の原材料用途に合う場合、各材料に対する要求が設定される。 2. 上記以外のプラスチック材料の移動試験基準は人工樹脂で被膜された金属缶を適用。	

(出所) Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages

(3)【台湾】福島第一原発事故に関連した輸出入規制

原子力発電所事故に関連し、福島、茨城、栃木、群馬、千葉の全ての食品の輸入が停止されている。その他、以下のような輸入規制が強化されている。

1) 全ての都道府県(上記、5 県を除く)の食品について、以下のどちらかの資料を添付することにより、輸入食品検査の申請を行うことができる。

- a. 日本政府が発行した産地証明書
- b. 日本政府または日本政府が認定した機関が発行した産地証明可能な書類、また衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) が認めた産地証明可能な書類

※a,b はどちらも、産地として「都・道・府・県」を明記する必要がある。

2) 以下の食品について、放射性物質検査証明を添付することにより、輸入食品検査の申請を行うことができる。

- a 宮城、岩手、東京、愛媛で生産された水産物
- b. 東京、静岡、愛知、大阪で生産された茶類産品
- c. 宮城、埼玉、東京で生産された乳製品、乳幼児用食品、キャンディ、ビスケット、穀類調製品

※それぞれの対象品目は、衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) の以下の URL を参照のこと。

<http://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?id=13375&chk=cf442c93-f0c7-446b-b3ac-de0afc6bbf21¶m=pn%3d1%26cid%3d3%26cchk%3d46552e96-810a-42c3-83e1-bd5e42344633:#.VoCkgJOLRE4>

※ 上記の検査証明は、日本政府が指定、または衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) が認可した放射性物質検査機関の検査報告で可能。

(4)【台湾】食品検査機関

台湾における認可食品検査機関は以下の通りである。

【図表 23】 台湾における認可食品検査機関

	認証 #	組織名	試験所名	問合せ担当者・ 電話番号	住所
外部 向け サイ ビス のみ	55	<u>Intertek Testing Services Taiwan Ltd.</u>	Intertek Testing Services Taiwan Ltd.	<u>Hsu,Stefan</u> <u>02-6602-2275</u>	104 8F, No.423, Ruiguang Rd., Neihu District, Taipei City 114, Taiwan (R.O.C.)
	402	<u>National Animal Industry Foundation</u>	Technical Service Center,National Animal Industry Foundation	kuo su lien 08- 7230341*8227	900 No. 2, Industry 5th Road, Ping-Tung City, Ping-Tung County 900, Taiwan (R.O.C.)
	584	<u>Hwayo Tech & Lab. Co., Ltd.</u>	Pharmaceutical, Food & Cosmetics Laboratory	<u>Ou,Mei Tou</u> <u>(02)2906-0887</u>	243 2F, No. 610, Zhongzheng Rd., Xinzhuang Dist., New Taipei City 24255, Taiwan
	879	<u>Super Laboratory</u>	Testing Center	<u>Mei-Yu,LIU</u> <u>(02)2298-1887</u>	248 No.21, Wugong 5th Rd., Xinzhuang Dist., New Taipei City, Taiwan (R.O.C.)
	1794	<u>MEIHO University</u>	Agricultural & Aquacultural Products Analysis Service Center	<u>Yu-Jen,Wu</u> <u>933656618</u>	912 No.23, Ping Kuang Rd., Nei pu Township, Ping Tung County 912, Taiwan (R.O.C.)
	2058	<u>CHI MEI INSPECTIO N TECH CO., LTD.</u>	CHI MEI INSPECTION TECH CO., LTD. Laboratory	<u>CHIANG, Shu- Chung</u> 04- <u>23595762#303</u>	407 No.5, 32nd., Rd., Taichung Industril Park, Taichung, Taiwan, R.O.C.
	2784	<u>ABM International Lab. Inc.</u>	ABM International Lab. Inc.	<u>Chen,Ying- Chen</u> <u>08-7799370 轉 9</u>	912 No.22, Jianguo Rd., Neipu Township, Pingtung County 91252, Taiwan (R.O.C.)
	2989	<u>Food Industry Research and Development Institute</u>	The Verified Laboratory for Food Machinery Hygiene design	Huang, Shih- Rong 05-2918910	600 No.569, Sec.2, Bo'ai Rd., West Dist., Chiayi City 600

	認証 #	組織名	試験所名	問合せ担当者・ 電話番号	住所
内 外 部 向 け サ イ ビ ス	309	<u>Food Industry Research & Development Institute</u>	Analysis Research and Service Center	<u>CHANG, Hui-Shu</u> 03- 5223191ext374	300 No.331 Shi-Ping Road,Hsinchu City 30062,Taiwan,R.O.C.
	589	<u>Uni-President Enterprises Corp.</u>	Yung kang Q. C. Section	<u>HSIEH, Bi-Ru</u> (06)2536789- 6802	710 Yung kang Q.C Section, No.301, Jhongheng Rd., Yung kang Dist., Tainan City 71001, Taiwan (R.O.C.)
	649	<u>Public Health Bureau, Yilan County</u>	Laboratory and Inspection Section	<u>WU, Chiu-Chin</u> 03-9322634- 1601	260 No.287, Sec. 2, Nuzhong Rd., Yilan City, Yilan County
	683	<u>King Car Food Industrial Co., Ltd</u>	Research Institute Analysis and Testing Center	<u>CHEN, Chueh-Mei</u> 03- 4697845#350	32460 No.527, Sec. Pingzhen, Zhongxing Rd., Pingzhen Dist., Taoyuan City, Taiwan
	783	Health Bureau, Taichung City Government	Laboratory Section	Lin, Yung-Pin 04- 23801182#301	420 No. 811, Shidang-Shin S. Rd., Taichung City 408, Taiwan , (R.O.C.)
	860	<u>SGS Taiwan Ltd.</u>	Food Laboratory-Taipei	REN, Sonny 02-22993279 分 機 6600	248 125, Wu Kung Rd., Wu Ku Ind. Zone, New Taipei City 248, Taiwan (R.O.C.)
	889	<u>Department of Health Kaohsiung City Government</u>	Laboratory Division	<u>CHEN, Su-O</u> 07- 7134000#8101	801 No.132-1, Kaisyuan 2nd Rd., Lingya Dist., Kaohsiung City 802, Taiwan (R.O.C)
	1363	<u>SGS Taiwan Ltd.</u>	Food Laboratory-Kaohsiung	LI, Jeremy 73012121	81170 61, Kai-Fa Road, Nanzih Export Processing Zone, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)
	1799	<u>National Pingtung University of Science and Technology</u>	Center for Agricultural and Aquacultural Product Inspection and Certification	<u>LIU, Chan-Chiung</u> 08-7740219	91201 No.1, Shuefu Rd., Neipu, Pingtung, 91201, Taiwan (R.O.C.)

<u>1885</u>	<u>Taiwan Advance Bio-Pharm Inc.</u>	Taiwan Advance Bio-Pharm Inc. Genetic Testing Laboratory	<u>Chang,ya-ting</u> <u>(02)2692-6222#525</u>	221 7F.-1, No.21, Ln. 169, Kangning St., Xizhi Dist., New Taipei City 221, Taiwan (R.O.C.)
<u>1946</u>	<u>HungKuang University</u>	Testing and Analysis Center for Food and Cosmetics	<u>SU, Wei-Syuan</u> <u>04-26318652-3121</u>	433 No. 1018, Sec. 6, Taiwan Boulevard, Shalu District, Taichung City 43302, Taiwan (R.O.C.)
<u>2079</u>	<u>Sinon Corporation</u>	Testing Laboratory	<u>WANG, S. M.</u> <u>04-26933841</u> <u>分機 1281</u>	432 101, Nanrong road, Ta-Tu Dist., Taichung City, Taiwan
<u>2090</u>	<u>Biotanico Inc.</u>	Pyramid Testing Laboratory	<u>LAI, Xin-Rong</u> <u>06-5052505</u> <u>ext. 2510</u>	74147 No.1, Nanke 1st Rd., Xinshi Dist., Tainan City 74147, Taiwan (R.O.C.)
<u>2269</u>	<u>Kaiser Pharmaceutical Co., LTD.</u>	Spectrum Test Laboratory	<u>LIN, Shu-Chen</u> <u>(06)2336681-1510</u>	71041 No.11, Huangong Rd., Yongkang Dist., Tainan City 71041, Taiwan (R.O.C.)

(出所) The Taiwan Accreditation Foundation (TAF)の Accredited Laboratory のデータベースから食品検査機関を抽出 (外部へのサービスを行っている機関のみ)

4. 消費動向

(1) コメの国内市場

台湾産のコメはグローバル市場で価格競争力がないため、台湾政府は国内産コメの支援政策を実施している。そのため、国内生産コメは国内消費にまわり、消費量の約90%を構成する。そのため、2003年以来、残りの10%をWTOの関税割当枠の下で輸入している。

台湾政府は国内生産を促進させるために国内コメ購入価格の値上げを2011年に行い、2014年には生産量は政府の目標値よりも8%も高い、120万トンを超えるに水準になった。

しかしながら、国内のコメ消費は減少傾向にあり、一時、98kgあった一人当たり消費量は2013年には45kgの水準にまで落ち込んでいる。一方、小麦の一人当たり消費量は30年間で23kgから36kgへと増大し、食の欧米化が進んできている。

上記の状況と人口の極めて緩やかな増大傾向を勘案すると、国内のコメ消費量は128万トン(10万トンの飼料用を含む)程度で推移するものと考えられている。一つの希望的要因は加工食品での米粉の使用増大である。

【図表 24】 台湾人一人当たりのコメ消費量推移

年	1人当たり消費 量 (kg)	コメ生産量 (1000トン)	国内供給(消費) 量(1000トン)	輸入量(1000ト ン)	輸出量(1000ト ン)	小麦輸入量 (1000トン)
1980	105.5	2 468.6	2 171.2	0.1	295.7	
1985	80.2	2 173.5	1 819.5	3.2	51.6	
1990	65.9	1 806.6	1 658.6	5.7	121.7	888.3
1995	59.1	1 686.5	1 561.9	6.2	213.4	1 061.6
2000	52.7	1 540.1	1 451.5	7.7	157.1	1 225.7
2001	50.1	1 396.3	1 390.1	7.4	197.0	1 081.5
2002	50.0	1 460.7	1 332.3	122.6	121.9	1 214.7
2003	49.1	1 338.3	1 329.2	173.9	69.7	1 293.3
2004	48.6	1 164.6	1 322.4	201.9	75.7	1 155.4
2005	48.6	1 187.6	1 329.8	84.0	40.1	1 360.6
2006	48.0	1 261.8	1 315.9	133.5	47.3	1 056.5
2007	47.5	1 098.3	1 304.5	161.6	53.6	1 252.4
2008	48.0	1 178.2	1 315.9	122.0	66.1	1 061.7
2009	47.0	1 276.5	1 290.3	103.3	8.4	1 303.1
2010	46.2	1 168.0	1 270.7	181.5	9.8	1 210.4
2011	45.0	1 347.8	1 246.1	131.7	19.2	1 433.2
2012	45.6	1 368.2	1 279.4	156.8	24.8	1 431.7
2013	45.0	1 275.5	1 270.7	138.8	22.4	1 387.3

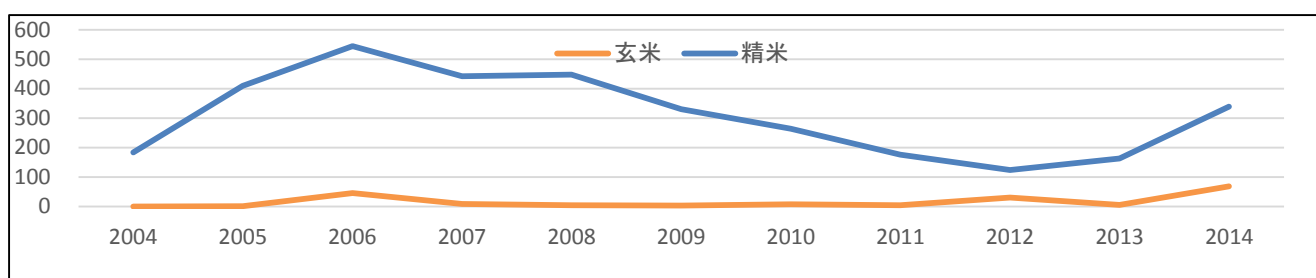
(出所) 行政院農業委員会農糧署

(2) 台湾へのコメの輸入状況

1) 回復傾向にある日本からのコメの輸出

台湾への日本からの精米の輸出量は2006年をピークに2012年まで減少が続いていたが、2012年を境に輸出量は回復してきている。2014年の輸出量339トン、2013年と比べて1.5倍に増加している。2014年の輸出量339トンは2009年と同程度の規模となっている。玄米の輸出については数トン規模で2005年から推移している。しかし、過去10年では2014年の68トンが最大の輸出量となっている。

【図表 25】 日本から台湾へのコメの輸出数量と各年推移(単位:トン)

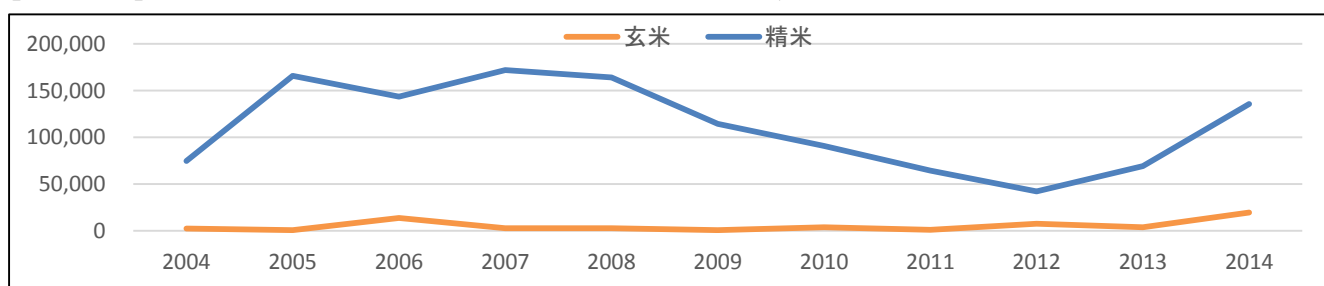


	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
玄米	0	1	45	8	4	3	7	4	30	5	68
精米	183	409	544	442	447	330	264	176	124	163	339
計	183	410	589	450	451	333	271	180	154	168	407

((出所)) 財務省貿易統計より作成

また、日本から台湾へのコメ輸出金額については2007年の1億7494万円をピークに2012年には4974万円と1/3に縮小しているが、2014年には1億5513万円と9割程度まで回復してきている。

【図表 26】 日本から台湾へのコメの輸出金額と各年推移 (単位:千円)

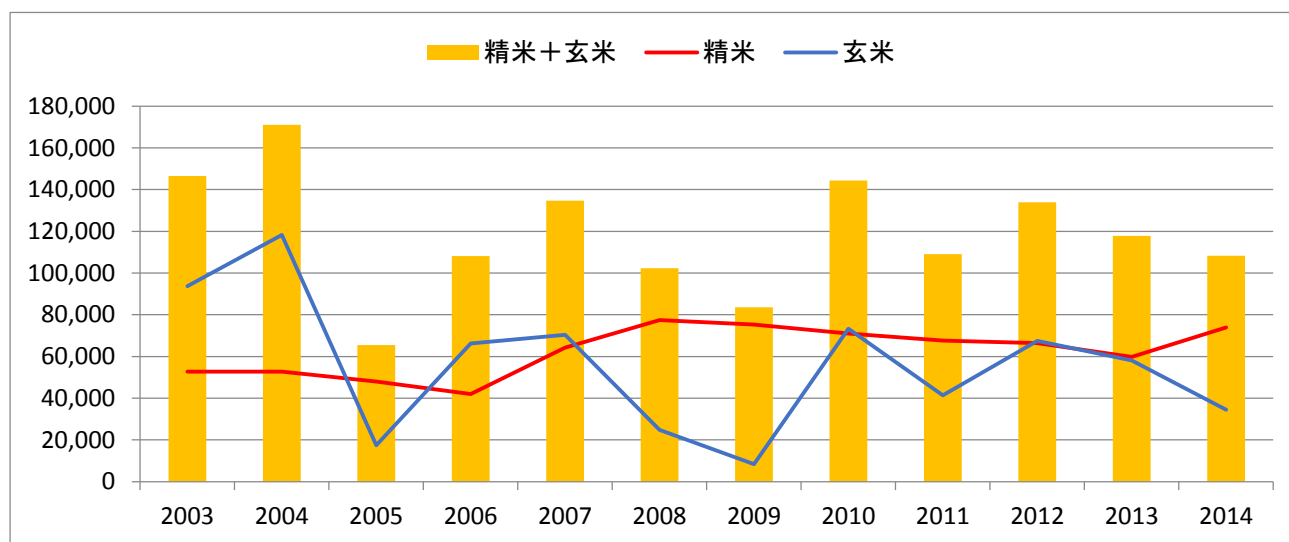


	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
玄米	2,444	847	13,905	2,969	2,805	964	3,784	1,333	7,667	3,997	19,547
精米	74,575	165,730	143,623	171,978	164,192	114,439	90,750	64,457	42,073	69,403	135,588
計	77,019	166,577	157,528	174,947	166,997	115,403	94,534	65,790	49,740	73,400	155,135

((出所)) 財務省貿易統計

一方、台湾の輸出入統計を見ると、玄米と精米の合計輸入量は WTO 関税割当制度が導入された 2003 年には割当数量の 14.5 万トンに近い。その後、輸入量は年によって変動しているものの、近年、実際の輸入量は年間 10～12 万トン程度で落ち着いている。再輸出はほとんど見られない。

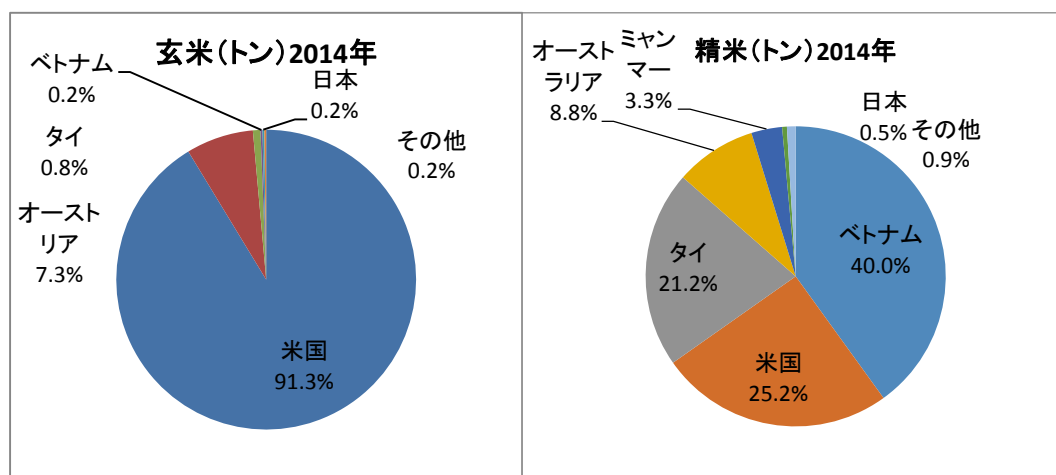
【図表 27】台湾のコメ輸入の推移



(出所) <http://cus93.trade.gov.tw/ENGLISH/FSCE/>を基に作成

2014 年のコメの輸入量は 10.8 万トン(玄米 3 万 4426 トン、精米 7 万 3896 トン)であった。玄米はほとんどが米国からの輸入であるが、精米はベトナム、米国、タイで約 86%を占めている。日本からのものは玄米で 0.2%(69 トン)、精米で 0.5%(380 トン)とそのシェアは極めて小さい。

【図表 28】台湾のコメ輸入先(玄米、精米)



(出所) <http://cus93.trade.gov.tw/ENGLISH/FSCE/>より作成

輸入国中、日本のコメが際立っているのはその価格である。他の輸入国と比べ 5 倍近い差が見られ、日本産のコメが台湾市場では極めて高価な高級コメであることが分かる。

【図表 29】 輸入平均価格の主要輸国別比較

輸入国	玄米(US\$/kg)	精米(US\$/kg)
米国	0.653	0.769
オーストリア	0.614	0.719
タイ	0.467	0.681
ベトナム	0.466	0.585
日本	2.944	3.329

(出所) <http://cus93.trade.gov.tw/ENGLISH/FSCE/>より作成

5. 流通実態

(1) 消費の実態

1) コメの消費実態

台湾のコメ消費量は商工業の発展、外食人口の増加、消費スタイルの変化などによって減少が進んでいる。1981年の台湾人一人当たりのコメ消費量は平均98キロ、4年後の1985年は80キロだった。これに対し2010年は46キロで、25年の間に約43%減少し、過去最低を更新した(2014年の最近のデータによれば、一人当たりコメ消費量は45kgになったという)。また同年のコメ生産量が116万8000トンだったのに対し、小麦の輸入量は117万7900トンでコメ生産量を超えた。

台湾でコメ消費量が減少した要因として、食習慣の西洋化がある。例えば朝食を売る飲食店では、以前の献立はおかゆ、またはご飯が定番だった。しかし現在はハンバーガー、トーストが主流である。このほか「ご飯の摂取を減らすことでダイエットできる」という誤解が、若い女性の間で広がっていることも挙げられると言われている。

(2) 食事のスタイル

台湾では、朝食を購入料理・弁当、及び屋台で摂る比率が大きい。台湾は夕食も自宅料理の比率が朝食よりは増すが、朝食と同様に購入料理・弁当や屋台の比率も大きい。「台湾の業界団体の調査によると、台湾人の朝食、昼食の外食比率はいずれも8割以上で、3食とも外食という人も少なくない」(毎日新聞「日本発・世界のヒット商品」2013年9月22日)という。

上述したように台湾ではコメ消費量は減少し、食の西洋化が進んでいる。また、台湾では働く女性が多く、結婚しても共働きというケースも多いため、夫婦ともに夜は外食で済ますことは普通に見られる。また35歳以下の若者層に特に外食族が多く、若者層の自炊離れとともに、外食族の割合は今後も増加する傾向がある。

さらに、最近の傾向として昼間のオフィスワーカーは通常のレストランではなく、購入弁当への依存も高くなりつつある。

(3) コメの流通実態

また、台湾の小売先(高級百貨店等)には、保管倉庫スペースが十分でないところが多いため、台湾内のコメの流通については卸業者等が保管を行い、小売先の注文に応じ、数十キロ単位でその都度納入するのが一般的となっている。

台湾では単粒米が主流であり、主として競合するものとしては台湾産、米国産がある。

台湾における日本コメの小売先は、①高級百貨店・高級スーパー、②中級スーパーおよび量販店、③高級日本食レストランの3つに大別される。それぞれ 以下のような特徴がある。

① 高級百貨店・高級スーパー

台北市内では「微風広場」、「太平洋 SOGO」、「新光三越」の食料品売り場、および「city' super」、「JASONS」等が該当する。ここでは、日本産のコメが継続的に供給されており、常時置かれている。ハイランクの日本産のコメが置かれており、サイズは2キログラムサイズが中心。ハイエンドの小売先に置かれている日本産のコメの産地は幅広く、銘柄も合計40種類程度にのぼる。

② 中級スーパーおよび量販店

中級スーパーは台北市内では松青市場、Wellcome 等、量販店は COSTCO 等が該当する。ここでは、日本産のコメはスポットで供給されている。何らかの理由で安く販売可能な日本産のコメが輸入された際、これらの中級スーパーや量販店にスポットで置かれる傾向がある。中級スーパーや量販店におけるコメの品揃えは、台湾産コメが中心であり、販売サイズも3キログラム以上のものが主流となっている。

③ 高級日本食レストラン

ここでは、上記①、②に置かれていないコメが業務用として独自に流通しているケースがある。高級日本料理レストラン側のニーズに合わせ、台湾のインポーターが特定の日本産のコメを別途業務用として輸入しているケースがある。

台湾では、熟年層は硬めの食感のコメを好む傾向があるため、この層向けにはコシヒカリ(日本産のコメでは硬めの食感の品種)の販売が中心となる。また、日本産のコメは、品種によってそれぞれ適した料理があるため、コメのパッケージの裏側に適した料理を記載するなどして、生産者側が料理別の使い分けを意図しているケースも見受けられる(例:A 品種:チャーハン向け、B 品種:おかゆ向け等)。

しかし、台湾においては、用途別ではなく、観光地としてのイメージから日本のどの県のコメを購入するかを決める消費者が多く、最近観光で訪問した県や、好きな観光地(県)のコメを購入するケースが多い。そのため、日本産のコメを定期的に購入している台湾人でも、産地や品種には拘らない人が多く、結果として、高級百貨店など常にコメを販売している小売先では、ある程度の日本産のコメの品揃えがある方が消費者には喜ばれる。

1) 現地卸売業者の動向

コメの販売は登録卸業者を通じて行うことになっている。輸入米については、関税割当枠の入札に参加できる認可輸入業者が民間枠のロットを落札し、その権利を使って日本からの輸入を行う。この認可輸入業者は卸売業を兼業している場合があり、直接小売店や飲食店に卸すこともある。関税割当の政府枠に関しては米国等への国別割り当てがあり、日本の割り当てはない。さらに、精米所を兼業している卸業者もある。

2) コメの販売について

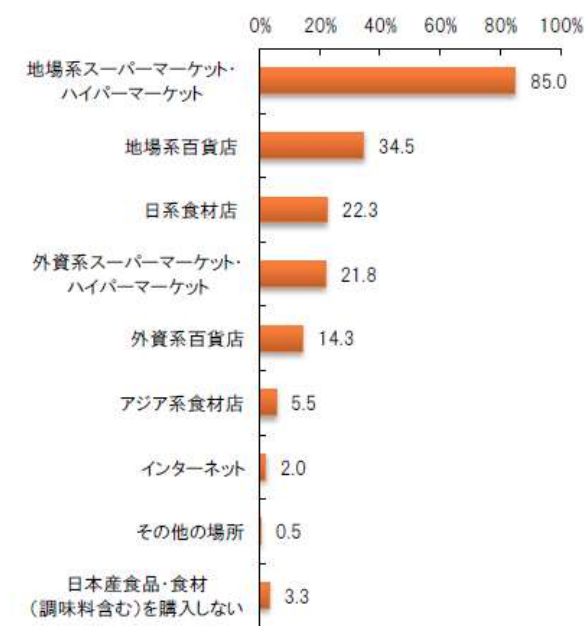
日本産のコメしか購入しないという層や時々日本産のコメを購入する層は全体からみると少数であるため、需要は日本食レストランの方が多く、客単価が高くなるほど日本産のコメの使用率も高くなる。昨今日本人の料理人が調理する本格的な高級志向の日本食レストランが増加傾向にあるが、そのようなレストランは注文を受けてから日本産のコメを精米・配送する卸売業者から購入するケースが増えている。

日本産のコメの精米は、日本産の製品は品質が良くておいしいことは一般市場に浸透しているため、台湾産の商品は、日本人が好むとか日本で人気があるといったキャッチコピーをパッケージに記したり、台湾産であっても有機栽培や真空パック、無洗などの付加価値を付けたりする商品が多い。

3) 店舗での販売状況

コメに限られていないが、日本食品全体についての台湾人への調査(n=400)の結果を見ると、重複回答であるが、地元系スーパーマーケット・ハイパーマーケットで日本食材を購入している人が85%と圧倒的であった。次いで地場系百貨店(35%)、日系食材店(22%)と続いている。

【図表 30】台湾消費者の日本食・食材の購入場所



(出所)JETRO, 台湾消費者の日本食品に対する意識調査報告書、2013年3月

6. 国内流通チャネル

台湾でのコメの輸入は 2003 年から関税割当品目となっており、その割当数量は 14 万 4,720 トンである。内訳は台湾当局の輸入量が 9 万 4068 トン(65%)、民間の輸入量が 5 万 652 トン(35%)となっている。コメの輸入を希望する業者は、台湾当局に輸入米 1 キログラムに対する納付する権利金額を申請する。申請金額の高い業者から枠の配分が行われる。関税割当外のコメの輸入は 1 キログラムに対して 45 台湾ドルの関税が課される。このため、関税割当を受けている輸入業者を経由して輸出を行うことでコストを抑えることができる。

小売業者(高級百貨店等)は、十分な保管倉庫がないことが多い。このため、保管は卸業者が行い、小売業者の注文ごとに数十キロ単位で納入することが一般的である。

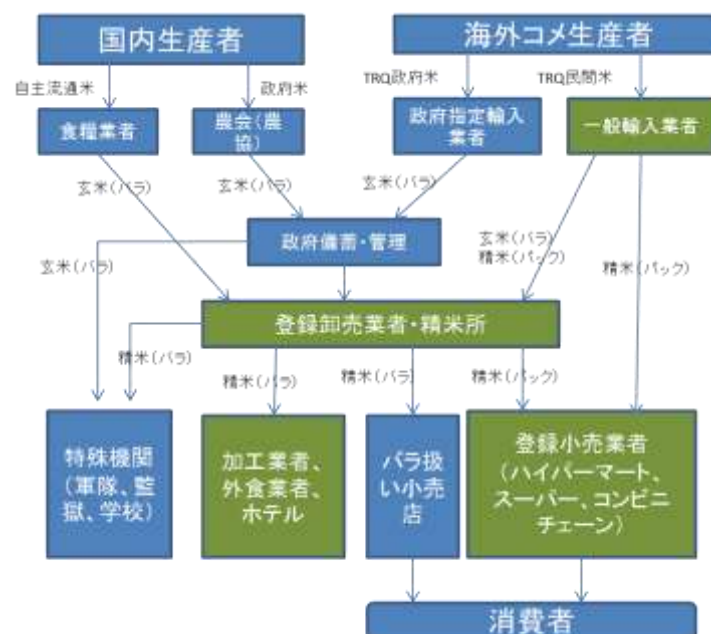
また、日本産のコメは高価であるので、台湾産コメや米国産、豪州産のものとはルートが異なっている。日本コメの小売は①高級スーパーマーケット、②一般スーパーマーケット・量販店、③高級日本料理店の3つである。これらの3つの小売チャネルの日本コメ販売の特徴が示されている。

【図表 31】台湾のコメの物流経路



(出所)平成 19 年度海外貿易制度等調査報告書(台湾編)、農林省、Taiwan Grain and Feed The Post-WTO Accession Rice Market(USDA) 2002、JETRO コメ輸出

【図表 32】台湾のコメ販売経路



(出所)平成 19 年度海外貿易制度等調査報告書(台湾編)、農林省、Taiwan Grain and Feed The Post-WTO Accession Rice Market(USDA) 2002、JETRO コメ輸出ハンドブックを基に作成

7. 小売業の実態

(1) 小売業の概要

多くの東アジアの国では小売部門の自由化が緩やかに実施されたが、台湾では1986年の外国資本投資の自由化を契機として一気に進められた。日本と香港からの台湾市場進出が1986年に始まり、短期間のうちに多くの外国企業が進出してきた。初期に進出した外資の多くはその後、引き上げたが、台湾小売部門の近代化と発展に重要な役割を果たした。1986年以前までは、パパママショップが主要な小売店であり、地域に根差し消費者とのつながりを築いていた。今でも地方では利便性の良い立地を生かして存続しているが、都市部では減少している。多くの国際企業を市場に招き入れた結果、外資の食料品小売業者が台湾の地理的位置、高い人口密度と富裕層の数の多さを生かし拡大した。

ユーロモニターのライフスタイル・レポートによれば、台湾はセブンイレブン、Hi-Life、及びファミリーマート等、コンビニの一人当たり密度が最も高い国である。

台湾の消費者は少なくとも週に2回、時には、毎日、食料品を買う。しかしながら、スーパーマーケットやハイパーマーケットでの買物を好む人は週に1回、大型食料品店で買い物する傾向にある。台湾では食料品の追加購入はほとんどがコンビニで済まされる。

年齢層による買物行動の違いは顕著で、高齢者は肉、魚、果物、野菜を従来型の市場で調達している。スーパーマーケットのいくつかはこの高齢層の消費者を取り込むために店内に従来型の市場を設けることで一定の成功を収めており、特に都市部ではうまくいっていると言われる。

2011年における台湾の最大の食料品小売チャネルは生鮮市場で、消費者はそこで生鮮食品を購入している。コンビニストアでの販売額が伸びているが、これはコンビニが提供する手軽さとワンストップショッピングが消費者ニーズにマッチした結果である。また、最近の傾向として、台湾消費者の健康志向のため、小型食料品店、ハイパーマーケット、スーパーマーケットは健康志向、ウェルネス志向の製品の品ぞろえに力を入れている。

(2) 小売業態の変遷

食料品部門は、トップ5の企業が全体の市場の20%弱のシェアしかなく、競争が激しい市場である。2015年時点で台湾の小売売上高で最大のシェアを占めるのはシェア27.7%の百貨店だが、コンビニがわずかに2.1%差にまで迫っている。大型の量販店(ハイパーマーケット)は小売市場のシェア第3位の15.9%で、普通規模のスーパーがシェア15.7%を占めている。台湾のコンビニが台湾の全小売販売に占める割合は1999年の20%から2015年には25.6%にまでシェアを伸ばしており、台湾のコンビニが販売する製品やサービスは拡大し続けている。主力商品は食料と飲料で、2014年においても売上の87.8%を占めている。2015年の台湾におけるコンビニエンスストアの売上は95億5000万ドルに達している。台湾のコンビニネットワークは急激な成長により、コンビニ大国の日本を凌ぎ、世界でも有数のコンビニ出店密度となっている。

また、台湾ではインターネット販売の伸びも好調で、2013年の食料品小売の前年比成長率が5.2%なのに対して、インターネットでの食品販売は7.5%の成長率となっている。

【図表 33】 小売業態の分類

	規模	コメントの要約
百貨店	2,500 m ² 以上	百貨店は小売業の中心となっており、小さな百貨店は資本規模の大きい大手百貨店に集約されている。
スーパーマーケット / 量販店	400 m ² ～2,500 m ²	2010 年時点でのスーパーマーケット店数は 1477 店舗
コンビニエンスストア	400 m ² 以下	2000 年以降に統廃合が進み、ある程度集約されている
その他小売店		ウエットマーケットや個人商店が中心。物価高と深刻な後継者不足で事業採算が立たず、閉店する店が相次いでいる。

((出所)) 「台湾におけるサービス産業基礎調査」より要約 JETRO 資料

※台湾の産業分類は「規模」についての記載がないため、欧州における基準を参考にした。

【図表 34】 最近の小売業態

業態	規模	特色	該当店舗
百貨店	2,500 m ² 以上	コンビニエンスストアや量販店など、様々な業態が現れているが、まだまだ百貨店は小売業の中心である。売上高では「新光三越」と「太平洋SOGO」の2社が規模では他を圧倒している。	新光三越 太平洋 SOGO 遠東百貨 統一阪急百貨 漢神百貨
スーパーマーケット / 量販店	400 m ² ～2,500 m ²	2010 年時点でのスーパーマーケット点数は 1477 店舗	カルフル PXMART 頂好 Welccome MATSUSEI
コンビニエンスストア	400 m ² 以下	2000 年以降に統廃合が進み、ある程度集約されている	セブンイレブン ファミリーマート ハイライフ サークルケイ
その他小売店		生鮮食品やコーヒー、乾物、生花などを取り扱う東南アジア特有の小売市場である「ウエットマーケット」や個人商店などが該当する。	個人商店 / 家族経営等

((出所)) 「台湾におけるサービス産業基礎調査」より要約 JETRO 資料

【図表 35】業態別売上高推移

年	百貨店		スーパーマーケット		コンビニエンスストア		量販店		その他小売店		計
	金額 (NT\$M)	シェア (%)	金額 (NT\$M)	シェア (%)	金額 (NT\$M)	シェア (%)	金額 (NT\$M)	シェア (%)	金額 (NT\$M)	シェア (%)	金額 (NT\$M)
2003	180,198	26.1	93,036	13.5	163,135	23.7	133,534	19.4	119,859	17.4	689,762
2004	202,779	27.5	98,932	13.4	173,249	23.5	130,057	17.6	133,416	18.1	738,433
2005	213,525	28.1	101,067	13.3	188,886	24.8	130,432	17.2	126,601	16.6	760,511
2006	211,574	27.0	102,966	13.1	205,502	26.2	132,428	16.9	130,574	16.7	783,044
2007	225,156	27.6	110,950	13.6	209,653	25.7	137,194	16.8	133,774	16.4	816,727
2008	224,784	26.9	121,306	14.5	211,994	25.4	145,221	17.4	131,711	15.8	835,016
2009	231,924	27.2	126,831	14.9	212,066	24.9	147,773	17.3	134,634	15.8	853,228
2010	251,113	27.5	133,577	14.6	230,456	25.2	156,366	17.1	141,529	15.5	913,041
2011	270,186	27.8	143,398	14.7	245,985	25.3	166,539	17.1	147,394	15.1	973,502
2012	279,986	27.4	151,885	14.9	267,700	26.2	170,743	16.7	152,410	14.9	1,022,724
2013	288,636	27.4	158,748	15.1	276,056	26.2	171,557	16.3	157,403	15.0	1,052,400
2014	306,136	27.7	167,218	15.1	289,170	26.1	175,824	15.9	168,158	15.2	1,106,506
2015	318,477	27.7	180,404	15.7	294,963	25.6	182,993	15.9	173,679	15.1	1,150,516

(出所) Ministry of Economic Affairs, Department of Statistics, Sales of Trade and Food Services

パパママショップはスーパーマーケットや量販店(ハイパーマーケット)数の増加と競争の中で、利便性の提供や消費者との信頼関係を構築し生き残ったが、コンビニエンスストアの成長によって存続が危ぶまれている。昔からの生鮮市場も近代的小売業態に脅かされると思われる。

大手多国籍企業と直接、競合する国内企業はPX Mart、President Chain Store や Hi-Life、Far Eastern である。上位5位までの食料品小売は台湾、フランス、日本の企業であり、コンビニエンスストア、量販店(ハイパーマーケット)、スーパーマーケットの業態を拡大させている。Dairy Farm とPX Mart は共に国内最大のスーパーマーケット運営企業である。競争が激化し、外国企業の勢力が拡大するにつれて、合併も増えると思われる。事実、カルフルーは台湾 Tesco ハイパーマーケットを2005年に買収、2006年にはCasinoは出資金をFar Easternに売却している。

【図表 36】食料品市場トップ食品小売企業5社

企業名	業態	食品売上(US\$)/ 食品市場シェア	全売上中の 食品の割合	備考
The President Chain Store Corporation	コンビニエンスストア	27億0300万 3.67%	53%	セブンイレブンの台湾側のパートナー
PX Mart	スーパーマーケット	21億2100万 2.88%	98.5%	バーゲン食品顧客を対象
Carrefour	ハイパーマーケット(量販店)	15億1600万 2.06%	72.7%	
Family Mart	コンビニエンスストア	13億1300万 1.78%	80.4%	

Costco	卸売	10億3800万 1.13%		The President Chain Store Corp. との合弁企業
--------	----	-------------------	--	--

原データ:Planet Retail, 2012

(出所)Grocery Retail Trends in Taiwan, Global Analysis Report ,November 2013

<http://www5.agr.gc.ca/resources/prod/Internet-Internet/MISB-DGSIM/ATS-SEA/PDF/6425-eng.pdf>

(3) 店舗調査対象店の概要

① RT マート (大潤発中和店)

カルフルーのようなホールセール型の大型スーパー。米菓が豊富だが台湾産がほとんど。カルフルーと同様に日本食のキャンペーンを展開するなど、日本食に対する取り組みが垣間見られたが、日本の生産者やメーカーがダイレクトにPRしている様子はない。

[住所] 台北市八德路二段 306 号 B2



② CITY SUPER (台北復興館)

輸入食材を豊富に品ぞろえしてあるグルメスーパーで、日本のKINOKINIYAに相当する。精米は日本産と台湾産が半々で、台湾産は真空パックの商品がほとんどだが、価格は倍ぐらい日本産の方が高い。

[住所] 台北市忠孝東路三段 300 号



③ JASONS (台北京站店)

バスターミナルにある複合型商業施設Qsquareにあるスーパーマーケット。ややハイグレードでワインなどの品ぞろえが豊富。観光客が多く、台湾のお土産的な商品も多い。

[住所] 台北市中正區承德路一段 1 號 B3



④ SOGO 忠孝館フレッシュマート

日本の食材も多いが来店客は現地消費者が多い。
日本産の精米はあるがアイテムは少ない。

[住所] 台北市忠孝東路四段 45 号



⑤ カルフル（中和店丹）

フランスの大型スーパーで規模はRTマートとほぼ同じ。精米は台湾産のみだが、日本産の食材のコーナーが設置されているなど、現地消費者の日本食のニーズがうかがわれる。

[住所] 台北市士林區德行西路47號



⑥ ブリーズスーパー

ブリーズセンター地下の地下にある高級志向のグルメスーパー。生鮮品や精米はほとんどなく、加工品や調味料が多い。輸入品の調味料などが豊富にそろっている。同じビルにはユニクロ、無印良品、紀伊国屋書店などが出店している。

[住所] 台北市復興南路一段 39 號



⑦ 新光三越 台北駅前店

台北の中心地にある地下街のスーパー。米菓がいくつか取り扱われている。

[住所] 台北市忠孝西路一段 66 號



⑧ MATAUSEI 松青スーパー

小規模なローカルのグルメスーパーで、ややハイグレードな品揃えで輸入食材の比率が多い。観光客が集まる観光スポットにも店舗があり、台湾系なので精米は台湾産のものがほとんどである。

[住所] 台北市中山區林森北路 575 之 1 號



⑨ 頂好スーパー

台湾のスーパーマーケットのチェーン店。規模は大きくなく街角にあり、24時間営業している店舗が多い。台湾系なので精米は台湾産のものがほとんどである。

[住所] 台北市士林區德行東路 230 號



8. 輸出入業者について

(1) コメ輸入業者

2014年3回と2015年1回の台湾銀行の関税輸入枠の入札に参加した主要なコメ輸入業者をリスト化した。

【図表 37】 TRQ の民間枠の入札可能な主要輸入業者(アルファベット順)

業者登録番号	輸入業者名	住所	電話番号
86772096	3C COSMOS COMMERCIAL CORPORATION	7F-3, NO.106, MIN-QUAN W. ROAD, TAIPEI, TAIWAN	02-25520380
12120450	ASIA FROZEN FOOD CORP.	10F.-2, NO.6, SIHWEI 3RD RD., LINGYA DIST., KAOHSIUNG CITY 802, TAIWAN (R.O.C.)	07-5357388
63178980	CHEN SAN HO RICE CO.	NO.43, JIOULUNG, JIOULUNG LI, SHILUO JEN, YUNLIN, TAIWAN 648, R.O.C.	05-5874533
70634409	CHI'S YUAN FENG ENTERPRISE CO., LTD.	NO.233, JONGJIANG RD., LONGJING DIST., TAICHUNG CITY 434, TAIWAN (R.O.C.)	04-26390897
37816245	DING HSIUN ENTERPRISE CO.	NO.7, LN. 7, SUZHOU 2ND ST., ZHONGLI DIST., TAOYUAN CITY 32089, TAIWAN (R.O.C.)	03-4629105
59792909	DR.J. AGRICULTURE FACTORY	NO.5, HING LIN ROAD, PUSIN TOWNSHIP, CHANGHUA COUNTY, TAIWAN, R.O.C.	04-8292233
16584016	GLORIOUS JEWEL CO., LTD.	14F.-2-3, NO.89, SONGREN RD., SINYI DISTRICT, TAIPEI CITY 110, TAIWAN (R.O.C.)	02-87806122
13109030	HAO FU CO., LTD.	NO.68, PIZHOU RD., PITOU TOWNSHIP, CHANGHUA COUNTY 52344, TAIWAN (R.O.C.)	02-28882038
08349284	HONG YUAN RICE FACTORY	426, WAIJUNG STREET, FUSHING SHIANG, CHENGHUA HSIEN 506, TAIWAN, R.O.C.	04-7792799
13046893	HUNG-TSANG ENTERPRISE CO., LTD.	1F., NO.3, NEI-LIAU NEI-LIAU TSUEN, YUAN-CHANG HSIANG, YUN-LIN HSIEN, TAIWAN, R.O.C.	05-7861007
54516399	JIEA HO ENTERPRISE CORPORATION	1F., NO.600, YUEMEITAN, XINGANG TOWNSHIP, CHIAYI COUNTY 61692, TAIWAN (R.O.C.)	05-3209980
45768793	JIN NONG RICE FACTORY	NO. 68-20, SHEKOU, XILUO TOWNSHIP, YUNLIN COUNTY 64865, TAIWAN (R.O.C.)	05-5873951
86443356	JUNG YUE LOONG GROUP CO., LTD.	NO.22 LANE 35 TE SHAN ST. SANMING DIST., KAOHSIUNG	07-3894951
29366463	KK GRAIN COMPANY	1FL.-1, NO.163, SEC.2, FUSING RD., XINZHUANG DIST., NEW TAIPEI CITY 242, TAIWAN (R.O.C.)	02-85217638
29366463	KK GRAIN COMPANY	1FL.-1, NO.163, SEC.2, FUSING RD., XINZHUANG DIST., NEW TAIPEI CITY 242, TAIWAN (R.O.C.)	02-85217638
28133184	LUNGSIN INDUSTRY CO., LTD.	NO.74-5,JUNG SHING,LIN 5,JUNG FU VILLAGE,LU JU DISTRICT,TAOYUAN CITY 33857,TAIWAN,R.O.C.	03-3135000
28133184	LUNGSIN INDUSTRY CO., LTD.	NO.74-5,JUNG SHING,LIN 5,JUNG FU VILLAGE,LU JU DISTRICT,TAOYUAN CITY 33857,TAIWAN,R.O.C.	03-3135000
28133184	LUNGSIN INDUSTRY CO., LTD.	NO.74-5,JUNG SHING,LIN 5,JUNG FU VILLAGE,LU JU DISTRICT,TAOYUAN CITY 33857,TAIWAN,R.O.C.	03-3135000
59104537	NAN FONG RICE COMPANY	NO.1501, SEC 1,CHUNG YANG ROAD,CHU TANG HSIANG,CHANG HUA COUNTY, TAIWAN,R.O.C.	02-22973151
89521236	SHAN SHUI ME FOOD ENTERPRISE CO., LTD.	NO.91-1,YUTIAN,LIN 7,YUTIAN LI,YUANLI JEN,MIAOLI,TAIWAN 358,R.O.C.	037-743616
15821716	SHINN CHERNG CO.	1F., NO.65, WUNHUA N. RD., SANCHONG DIST., NEW TAIPEI CITY 241, TAIWAN (R.O.C.)	02-22991677
77815550	SIE-CHENG SILUO RICE FACTORY	NO.45, XILUN RD., XILUO TOWNSHIP, YUNLIN COUNTY 64862, TAIWAN (R.O.C.)	05-5870323
89928170	SONG AGRICULTURE TRADING COMPANY	2F, 28, LANE 31, SHAUSHING N. ST., TAIPEI 100, TAIWAN, R.O.C.	02-85213636
02930332	THE GREAT WALL GRAIN ING FACTORY	NO.61, JHONGHUA RD., TOUFEN TOWNSHIP, MIAOLI COUNTY 351, TAIWAN (R.O.C.)	037-620666
66637087	THREE PEACE GREAT ROLLER RICE FACTORY COMPONENT FACTORY	NO.4-1, DEER GRASS RURAL NEXT NUMB VILLAGE CHIAYI CITY, TAIWAN, R.O.C.	05-3426077
86213452	UNION RICE CO., LTD.	NO.1, LANE 36, GUANGWU ST., SHULIN DIST., NEW TAIPEI CITY 238, TAIWAN (R.O.C.)	02-26882005
09878466	WEN HONG AGRICULTURE COMPANY	1F., NO.489-1, HUACHENG RD., XINZHUANG DIST., NEW TAIPEI CITY 242, TAIWAN (R.O.C.)	02-85218333
84786790	YEAR DONE ENTERPRISE CORP.	NO.63, LIUFU RD., LUZHU DIST., TAOYUAN CITY 338, TAIWAN (R.O.C.)	03-3228895
22608851	YEEDON ENTERPRISE CORP.	8F.-5, NO.142, SICHANG ST., WANHUA DISTRICT, TAIPEI CITY 108, TAIWAN, R.O.C.	02-22977088
86499528	YU YOUNG ENTERPRISE, LTD.	1F, NO.36, CHIEN KANG ST., SHIH LIN DIST, TAIPEI, TAIWAN, R.O.C.	02-28821642

注)2014年3回と2015年1回の台湾銀行の関税輸入枠の入札に参加したコメ輸入業者、台湾銀行HPのTariff Rate Quota(TRQ)の入札結果および経済部国際貿易局の輸入業者登録データベースより作成。2015年の第一回入札には83社が参加し、最終的に枠を競り落としたのは20社となっている。入札対象食コメは15000M/Tであった。

(出所)台湾銀行

【資料 2】

卸売業の実態
実態調査ヒアリング先
主要な入手資料一覧

1. 各種資料入手先

1) 日本国内

【図表 38】 各種資料入手先(日本国内)

入手先		備考
1) 農林水産省	平成21年度農林水産物等輸出ステップアップ推進委託事業(日本産米の輸出促進)日本産米輸出ハンドブック	
2) JETRO	日本からの輸出に関する制度 米	https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/exportguide/rice.html
3) 外務省	台湾(Taiwan)基礎データ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html
4) 外務省領事局政策課	海外在留邦人数調査統計	
5) 外務省領事局政策課	進出日系企業数調査統計	
6) 農林水産省 総合食料局食糧貿易課	「平成19年度 みなぎる輸出活力誘発委託事業(日本産米の輸出促進)報告書」	
7) 日本貿易振興機構	アグロトレードハンドブック2014	
8) JETRO	台湾の基本情報	https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/basic_03.html
9) 日本貿易振興機構	アジア小売市場の今	
10) 農林水産省	平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業のうち品目別市場実態調査	
11) 日本貿易振興機構	「日本産農林水産物・食品の輸出及び販路開拓について」	
12) 日本貿易振興機構	主要国・地域における流通構造調査・コメ編	
13) 国際領域主任研究官		http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/review/pdf/primaffreview2011-43-6sec.pdf
14) 農林水産省	農林水産物・食品の『輸出』についてのヒント集	
15) 農林水産省	コメ輸出関連ホームページ	
16) 農林水産省	台湾向け輸出証明書等の概要について	
17) 食品安全委員会	Show Food Safety Material	https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu03670600361
18) Ministry of Health and Welfare (衛生福利部)	Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages	http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=L0040019
19) 公益社団法人米穀安定供給確保支援機構	米穀機構 情報部 p.19	http://www.komenet.jp/pdf/chousa-rep_H27-1.pdf
20) 財務省	財務省貿易統計	
21) JETRO	食事スタイル	https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000881/tw_style_rev.pdf
22) 農林水産省	日本産米の輸出促進に向けた課題	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_zikkou_plan/rice/pdf/plan_06.pdf
23) 農林水産省	コメの輸出戦略(参考資料)	http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/pdf/komekomekakouhin.pdf
24) 農林水産省	日台間国際輸送関連業務	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/manual_2005/pdf/taiwan_03.pdf
25) 農林水産省	台湾の輸入検疫・通関手続	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/manual_2005/pdf/taiwan_04.pdf
26) 農林水産省	各国・地域への輸出に向けて	http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/pdf/p22_25.pdf
27) 農林水産省		http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/h19_zigyoku/enkatu/seido/pdf/taiwan1_1.pdf

2)海外

【図表 39】 各種資料入手先(海外)

	情報入手先	タイトル	刊行物名、データベースなど	備考
1	国際貿易局 (Bureau of Foreign Trade)	Classification of Commodities and Regulations	(https://fbfh.trade.gov.tw/rich/text/indexfHE.asp)	HS と CCC コード対応
2	International Monetary Fund (IMF)	「World Economic Outlook Database」2015年4月版		台湾の概要
3	台湾行政院主計總處 Directorate General of Budget, Accounting and Statistics			台湾の概要
4	AgroChart	Taiwan. Rice Annual. Apr 2015	April 19,2015 http://www.agrochart.com/en/news/news/190415/taiwan-rice-annual-apr-2015/	輸入規制
5	TFDA Taiwan Food & Drug Administration	organization	(http://www.fda.gov.tw/EN/aboutFDAContent.aspx?id=17&chk=ec07b726-f665-4825-ba5a-7d2387a299ad)	食品管理 全体
6	TFDA Taiwan Food & Drug Administration	Standards for Sanitation and Pesticide Residue Limits in Infant Foods	(https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=127)	食品管理 基準
7	TFDA Taiwan Food & Drug Administration	Sanitation Standard for Food Utensils, Containers and Packages	(https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=107)	食品管理 基準
8	USDA Foreign Agricultural Service	Taiwan Food and Agricultural Import Regulations and Standards-Narrative	GAIN report Number TW9041, 2009	輸入規制・基準
9	The Taiwan Accreditation Foundation (TAF)		Accredited Laboratory のデータベース	検査機関
10	COA (Council of Agriculture)	FOOD SUPPLY & UTILIZATION Annual Report	(http://eng.coa.gov.tw/content_view.php?catid=2503648&hot_new=2503642)	コメ等の 需給
11	Bureau of Foreign Trade, Ministry of Economic Affairs	Trade Statistics	(http://cus93.trade.gov.tw/ENGLISH/FSCE/)	貿易統計
12	Yukihide Nakayama	The study of Japanese Food Businesses in Taiwan	Master's Thesis , International Master' Program in Asia-Pacific Studies College of Social Sciences National Chengchi university, Jan. 2013	日本産コメの流通・消費
13	Organic Trade Association	Go to Market Report: Taiwan 2014		消費・流通
14	USDA	Taiwan Grain and Feed The Post-WTO Accession Rice Market	GAIN report #TW2002、2002.9.1	消費・流通
15	USDA	Top Ten Market & Springboard to Asia	Taiwan Exporter Guide Taiwan、2012.12.21	流通
16	Agriculture and Agri-Food Canada	Grocery Retail in Taiwan	2013.11	流通
17	Ministry of Economic Affairs, Department of Statistics	Sales of Trade and Food Services		流通
18	Importers and Exporters Association of Taipei	メンバーリスト (検索可能)	http://www.ieatpe.org.tw/E_INDEX/index.htm	流通

【資料 3】

輸出手続きの確認

以下の資料は、公開されているWebサイトに登録されている情報に基づき紹介されているもの。農林水産省、日本貿易振興機構、商工会議所等のホームページから資料を抜粋したもの。活用する場合は、個別に問い合わせをされたい。

1. 全体手順の説明

「平成21年度農林水産物等ステップアップ推進委託事業」において、輸出を行うにあたっての基本的な流れや輸出先国ごとの情報を掲載した「日本産米輸出ハンドブック」を作成している。

【図表 40】 輸出の基本的な流れ

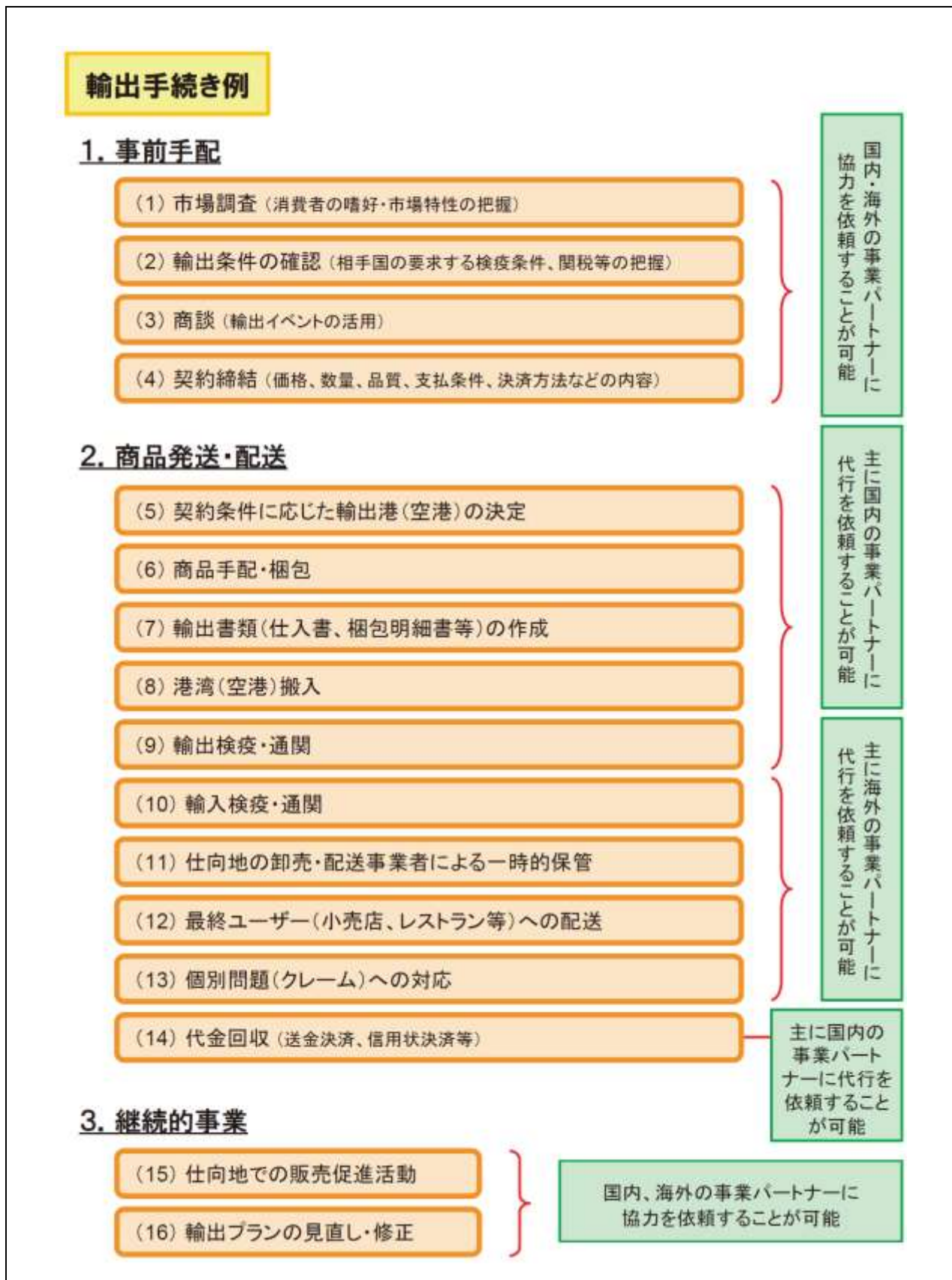
はじめて輸出にトライする場合は、産地から小売店・飲食店までフルサポートしてくれる商社をパートナーとする方法もあります。また、自分でパートナーを選ぶ場合は、下図のとおり、物の流れとパートナーとなりうる先を理解した上で、パートナーを選択することが必要です。



((出所)) 農林水産省「日本産米輸出ハンドブック」

2. 輸出手続きの流れ

【図表 41】 輸出手続きの流れ



((出所)) 農林水産省「農林水産物・食品の『輸出』についてのヒント集」

3. 輸出通関手続きの基礎知識

1) コメ輸出に対する基本要件

日本から海外へコメを輸出する場合には、個人的使用に供するために非商用的に輸出される米穀を除き、食糧法に基づき、事前にお近くの地方農政局等へ輸出数量の届出を行うことが義務づけられている。「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」には、次のように米穀の輸出に関する規定が定められている。

(米穀の輸出数量の届出)

第36条

米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 第32条第2項において準用する第30条第2項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合
- 二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

- ・具体的な届出の流れとしては、農林水産省または地方農政局のホームページより届出書を入手し、必要事項を記入の上、予め輸出する前に最寄りの地方農政局等に届出を行う。(郵送での提出も可)
- ・輸出先国によっては、植物検疫上の理由で日本からの輸出が禁止又は条件が付される場合があるため、植物防疫所のホームページ等を参考されたい。
- ・なお、届出を行わなかった場合、虚偽の届出によりコメを輸出した場合には、法令により 20 万円以下の過料に処せられる。

【農林水産省 米輸出関連ホームページ】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/kanren.html

(参考) コメの輸出に関する届出書

別記様式第6号(第23条関係)

米穀の輸出に関する届出書

年 月 日

●●農政局長 殿

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

米穀を輸出することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第36条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 仕向国 : _____

2 輸出の時期 : _____

3 輸出数量 : _____ k-g

4 用途 : 救援用 ・ 学術研究用 ・ 標本用 ・ 見本用 (博覧会等用)
見本用 (注文取集め用) ・ 商業用
その他 ()

(備考) 届出者が個人である場合にあっては、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等当該届出者の住所及び氏名を確かめるに足りる資料の提示又はその資料の写しの添付をもって押印に代えることができる。

((出所))農林水産省 米輸出関連ホームページ

植物など輸出検査申請書

植物等輸出検査申請書

住所
氏名

印

平成 年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船（機）名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名		※輸入国名		
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
備考				

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 ※印の欄には、欧文を併記すること。

((出所))農林水産省 米輸出関連ホームページ

4. 台湾の港湾位置

台湾の代表的な港湾は、台湾の中心である台北市に隣接している基隆港と台湾南部の高雄市にある高雄港の2つである。基隆港は台北市に距離的に近いが、市内への配送は道路渋滞の影響を受ける場合がある。高雄港は台湾南西部に位置し、台湾でのコンテナ取扱量の2/3を占める。高雄から台北は、中山高速道路が通り、台湾の大動脈と称されている。

【図表 42】 台湾の港湾の位置



5. 農林水産省関連の届出先

【図表 43】 農林水産省関連の届出先

地方農政局等	所在地	電話番号
北海道農政事務所 農政推進部業務管理課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011(642)5472
東北農政局 生産部業務管理課	〒983-0038 宮城県仙台市宮城野区新田2-22-1	022(236)6661
関東農政局 生産部業務管理課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館(10階)	048(740)0110
関東農政局 東京地域センター	〒135-0062 東京都江東区東雲1-9-5 東雲合同庁舎(3階)	03(5144)5256
関東農政局 横浜地域センター	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎(2階)	045(211)1331
北陸農政局 生産部業務管理課	〒921-8031 石川県金沢市野町3-1-23	076(241)3153
東海農政局 生産部業務管理課	〒466-0857 愛知県名古屋市中区安田通4-8	052(761)3786
近畿農政局 生産部業務管理課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風 呂町102 京都農林水産総合庁舎	075(414)9741
近畿農政局 大阪地域センター	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館(6階)	06(6943)9691
近畿農政局 神戸地域センター	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎(4階)	078(331)9946
中国四国農政局 生産部業務管理課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎(7階)	086(230)4248
九州農政局 生産部業務管理課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	096(211)9111
九州農政局 福岡地域センター	〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21	092(281)8261
沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098(866)1653

※ 農林水産省生産局農産部貿易業務課品質管理班
(電話03-6744-1388)でも問合せに対応します。

6. 通関業会リスト

【図表 44】 通関業会リスト

各地域組織	所在地	連絡先
東京通関業会	〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎内	TEL 03(3529)0728~9 FAX 03(3599)1541
横浜通関業会	〒231-0001 横浜市中区新港町1-6-1 横浜税関新港分関内	TEL 045(201)0614 FAX 045(212)1992
神戸通関業会	〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 生活用品振興センタービル内	TEL 078(331)3996 FAX 078(331)1013
大阪通関業会	〒552-0021 大阪市港区築港2-1-2 第一大阪港ビル内	TEL 06(6573)3896 FAX 06(6573)3990
名古屋通関業会	〒455-0033 名古屋市港区港町1-11 名古屋港湾会館内	TEL 052(661)1223 FAX 052(653)8319
門司通関業会	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	TEL 093(321)6212 FAX 093(321)6212
長崎通関業会	〒850-0862 長崎市出島町1-36 長崎税関内	TEL 095(820)7228 FAX 095(820)7234
函館通関業会	〒040-0061 函館市海岸町22-5 共栄運輸(株)ビル内	TEL 0138(42)5010 FAX 0138(42)5020
沖縄通関業会	〒900-0001 那覇市港町2-15-1	TEL 098(866)6338 FAX 098(988)0995

((出所))日本通関業協会 HP

7. 貿易関係証明書 取得までの流れ

【図表 45】 貿易関係証明書取得までの流れ



(出所) 東京商工会議所HP「貿易関係証明書 取得までの流れ」

8. 台湾における日本産食品の輸入規制状況について(農林水産省)

1. 輸入規制措置の概要

台湾は、日本から輸出される一部の食品等について、その地域によって輸入規制を行っている。

【図表 46】台湾における日本産食品の輸入規制

区分	地域	品目	規制内容
1	5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)	全ての食品 (種類を除く)	輸入停止
2	42都道府県(上記5県以外)	全ての食品 (種類を除く)	産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む)(植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授権した機関(商工会議所等) ③業者等が公的機関に確認を受ける
		野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品	台湾にて全ロット検査
		加工食品	台湾にてサンプル検査
3	岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	検査機関が発行する放射性物質検査報告書
4	宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、穀類調製品等	①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証
5	東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品	① 国際認証機関の認証

((出所))台湾の規制概要より抜粋(農林水産省の資料より抜粋)

注 1)日本政府または日本政府が認定した機関が発行した産地証明可能な書類、または FDA が認めた産地証明可能な書類

※産地として「都・道・府・県」を明記する必要がある。

注 2)区分 3,4,5 の食品について、放射性物質検査証明を添付することにより、輸入食品検査の申請を行うことができる。

【図表 47】諸外国に輸出される食品にかかる放射性物質検査機関一覧(平成27年8月現在)

本部等所在地	検査機関名	URL	検査機器(※)
北海道	(株)札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター	http://www.eiseikensa.com/index.html	Ge
	(一財)北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	http://www.douyakken.or.jp/index.html	Ge,Nal
青森県	(一社)青森県薬剤師会 衛生検査センター	http://www.aoyaku.or.jp/eisei/	Ge,Nal
岩手県	(地独)岩手県工業技術センター	http://www.pref.iwate.jp/~kiri/sinsaikanren.html	Ge
	(一社)岩手県薬剤師会 検査センター	http://www.iwayaku-kensa.jp/	Ge
宮城県	東北緑化環境保全(株) 環境分析センター	http://www.tohoku-aep.co.jp	Ge
	(一財)宮城県公衆衛生協会	http://www.eiseikyokai.or.jp/	Ge,Nal
山形県	日本環境科学(株)	http://www.jesc-y.jp	Ge

	(一財)山形県理化学分析センター	http://www.y-rikagaku.jp/	Ge,Nal
	(株)理研分析センター 放射能試験部	http://riken-ac.com	Ge
福島県	福島県ハイテックプラザ	http://www.fukushima-iri.jp/reconstruct/reconstruct-03.html http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/reconstruct/reconstruct-03.html	Ge
	(公財)福島県保健衛生協会	http://www.fhk.or.jp/	Ge
茨城県	(一財)茨城県薬剤師会 検査センター	http://www.ibaraki-kensa.or.jp/	Ge,Nal
	(株)江東微生物研究所 食品分析センター	http://www.koutou-biken.co.jp/	Ge
	(株)つくば食品評価センター	http://www.tfec.co.jp/	Ge
	日本ハム(株) 中央研究所分析技術チーム	http://www.rdc.nipponham.co.jp/	Ge
栃木県	栃木県産業技術センター	http://www.iri.pref.tochigi.lg.jp/	Ge
群馬県	(株)環境技研 事業部試験所部門	http://www.get-c.co.jp	Ge
	(株)食環境衛生研究所	http://www.shokukanken.com	Ge
埼玉県	(一社)埼玉県食品衛生協会 検査センター	http://www.sfharl.or.jp/	Ge
	内藤環境管理(株) 環境分析部	http://www.knights.co.jp	Ge,Nal
	(株)BMLフード・サイエンス	http://www.bfss.co.jp/	Nal
千葉県	(一財)千葉県環境財団	http://ckz.jp/	Ge
	(一財)千葉県薬剤師会 検査センター	http://www.chiba-kensacenter.or.jp/	Ge
	(公財)日本分析センター	http://www.jcac.or.jp/	Ge
	(株)ベジテック 品質管理室理化学分析センター	http://www.vegetech.co.jp/	Ge
東京都	いであ(株)食品分析センター	http://ideacon.jp/	Ge
	エヌエス環境(株) 東北支社放射線調査部	http://www.ns-kankyo.co.jp	Ge
	(株)環境管理センター	http://www.kankyo-kanri.co.jp	Ge
	環境リサーチ(株) 技術部分析技術課放射能測定室	http://www.kankyo-research.co.jp/	Ge,Nal
	(一財)材料科学技術振興財団 分析評価部放射能試験所	http://www.mst.or.jp	Ge
	(一財)食品環境検査協会	http://www.jiafe.or.jp/	Ge
	(一財)新日本検定協会	http://www.shinken.or.jp/news/20110502.html	Ge
	(一財)東京顕微鏡院	http://www.kenko-kenbi.or.jp/	Ge,Nal
	東京テクニカル・サービス(株)	http://www.tts-4u.co.jp	Ge
	日本エコテック(株)	http://www.ecotech.co.jp/	Ge
	(一社)日本海事検定協会	http://www.nkkk.or.jp/	Ge
	(一財)日本穀物検定協会	http://www.kokken.or.jp/inspect07.html	Ge
	(公社)日本食品衛生協会 食品衛生研究所	http://www.n-shokuei.jp/houjin/laboratory/	Ge
	(一財)日本食品分析センター	http://www.jfrl.or.jp/	Ge,Nal
	(公財)日本乳業技術協会	http://www.jdta.or.jp/	Ge
	(一財)日本冷凍食品検査協会	http://www.jffc.or.jp/	Ge,Nal
	(株)分析センター	http://www.analysis.co.jp/	Ge
	無添加食品販売協同組合 検査センター	http://www.mutenka.or.jp/	Ge,Nal
	(株)らいつ エムビック環境分析センター	http://www.life-silver.com/kankyo01.html	Ge,Nal
	神奈川県	SGSジャパン(株) CTSラボラトリー	http://www.jp.sgs.com/ja/sgs-radioactivity-test-jp.htm?viewId=6013
(株)同位体研究所		http://www.isotope.sc/	Ge
(一社)日本油料検定協会 分析技術センター		http://www.nykk.or.jp/	Ge
ユーロフィン・フードアンドプロダクト・テストイング(株)		http://food.eurofins.co.jp/	Ge
新潟県	(一社)県央研究所	http://www.krenoh-labo.or.jp/index.html	Ge
	(一財)上越環境科学センター	http://www.jo-kan.or.jp	Ge
	(一財)新潟県環境衛生研究所	http://www.kanken-net.or.jp/	Ge
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所	http://www.nehcl.or.jp/	Ge
	(一財)新潟県環境分析センター	http://www.nkbc.jp/nkbcweb/	Ge
石川県	(一財)石川県予防医学協会	http://www.yobouigaku.jp/	Ge,Nal
福井県	(株)北陸環境科学研究所	http://www.hokukanken.jp/	Ge
山梨県	山梨県衛生環境研究所	http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/	Ge
	(株)山梨県環境科学検査センター	http://www.yrce.co.jp	Ge
静岡県	(株)エコプロ・リサーチ	http://www.ecopro-res.co.jp/	Ge
	(株)静環検査センター	http://www.seikankensa.co.jp/index.html	Ge
	日研ザイル(株) 日本老化制御研究所	http://www.jaica.com	Ge
	(株)日本予防医学研究所 分析センター	http://www.nyk-labo.com/kensa_taisei.html	Nal
愛知県	(一社)愛知県薬剤師会 生活科学センター	http://www.apha.jp/	Ge
	(株)環境科学研究所	http://www.kankyokagaku.com/	Ge
	(株)東海分析化学研究所	http://www.tb-labo.co.jp	Ge
	(株)八進	http://gamma-spectrometer.com	Ge,Nal
三重県	(一財)食品分析開発センター-SUNATEC	http://www.mac.or.jp/	Ge

滋賀県	(株)日吉	http://www.hiyoshi-es.co.jp/	Ge
京都府	京都市衛生環境研究所	http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000100746.html	Ge
	(株)島津テクノリサーチ	http://www.shimadzu-techno.co.jp	Ge
	(株)ユニチカ環境技術センター	http://www.unitika.co.jp/kangi/	Ge
大阪府	(株)環境総合テクノス 計測分析所	http://www.kanso.co.jp	Ge
兵庫県	(一社)全日検 全日検理化学分析センター	http://www.ancc.or.jp/index.htm	Ge
	(株)日本食品エコロジー研究所	http://jife.co.jp/	Ge
島根県	(株)エフイーエーシー	http://feac-c.com/index.html	Ge,NaI
	(公財)島根県環境保健公社	http://www.kanhokou.or.jp/	Ge
広島県	(株)日本総合科学	http://www.ntsc.co.jp/	Ge
香川県	香川県産業技術センター	http://www.pref.kagawa.lg.jp/sangi/	Ge
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所	http://www.pref.ehime.jp/h25115/	Ge
	愛媛県農林水産研究所 水産研究センター	http://ehime-suiken.jp/	NaI
	愛媛県農林水産研究所 水産研究センター 栽培資源研究所	http://www.pref.ehime.jp/h35149/6402/saibaiken.html	NaI
福岡県	(公財)北九州生活科学センター	http://www.klsc.or.jp/	Ge
	(株)キューサイ分析研究所	http://www.nouyaku-bunseki.net/	Ge
	(一財)九州環境管理協会	http://www.keea.or.jp/index-j.html	Ge
長崎県	長崎県環境保健研究センター	http://www.pref.nagasaki.jp/section/kankyo-c/	Ge
	(公社)長崎県食品衛生協会 食品環境検査センター	http://homepage3.nifty.com/nagasaki~sk/	Ge
熊本県	(株)再春館安心安全研究所	http://www.anshin-saishunkan.co.jp/	Ge
大分県	(公社)大分県薬剤師会 検査センター	http://www.oitakensa.jp/	Ge
沖縄県	(一財)沖縄県環境科学センター	http://www.okikanka.or.jp/	Ge
	(株)沖縄環境保全研究所	http://www.okhk.co.jp	NaI

(※)検査機器欄の「Ge」は、ゲルマニウム半導体検出器による検査、「NaI」は、NaIシンチレーションカウンタによる検査に対応。

調査研究事業名	台湾における輸入米の規制等に関する実態について
調査研究受託者	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
住所	東京都中央区小伝馬町15-15
連絡先	03-5643-1720
Email	zenbeiyu-jimukyoku@outlook.jp
実施年度	平成27年度
調査担当会社	株式会社電通西日本